

令和4年度
行政監査結果報告書

区が締結している協定について

令和5年3月
中野区監査委員

中野区監査委員告示第4号

令和4年度行政監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年3月22日

| | |
|---------|---------|
| 中野区監査委員 | 高橋 信一 |
| 同 | 武藤 英一 |
| 同 | 高橋 ちあき |
| 同 | 白井 ひでふみ |

目 次

| | | |
|----|--------------------|----|
| 第1 | 監査の実施期間 | 1 |
| 第2 | 監査の対象 | 1 |
| 第3 | 監査の基本方針 | 1 |
| 第4 | 監査の着眼点 | 1 |
| 第5 | 監査の実施方法 | 1 |
| 第6 | 調査の結果 | 2 |
| 第7 | 監査の結果 | 9 |
| 第8 | 措置状況の通知 | 10 |
| 第9 | 意見 | 11 |
| | 参考資料（区が締結している協定一覧） | 13 |

令和4年度行政監査結果報告

第1 監査の実施期間

令和4年11月16日（水）から令和5年3月22日（水）まで

第2 監査の対象

1 監査のテーマ

区が締結している協定について

2 対象事務

令和4年10月1日現在、区が法人、個人、その他の団体等と締結している協定

3 対象部局（課）

対象事務に掲げる協定を所管している部局（課）

第3 監査の基本方針

区政を取り巻く多くの行政課題に対応するためには、行政の力だけで全てを賄うことは難しく、区を取り巻く様々な団体等との協働が欠かせないものとなっている。この協働に当たり、区が各団体等と協定（覚書を含む。）を締結し、施策を展開しているものも少なくない。

また、災害対策に関する協定など、地方自治体同士で締結している協定も存在する。

このほか、一の団体との多岐にわたる内容の協力を定めた包括連携協定や、公害防止協定のように一定の規制を設けるものなど、協定と言っても内容は千差万別である。

区も、行政課題に対応して様々な協定を締結しているが、その全体像は必ずしも明らかになっていない。そこで、現在区が締結している協定がどのくらいあり、どの程度機能しているのか等を検証することにより、今後とも区政に有用な協定が適切に締結、運用されることを目的に監査を実施した。

第4 監査の着眼点

- 1 協定の内容は明確にされているか。
- 2 協定の実効性は担保されているか。
- 3 協定に基づきどのような活動が行われているか。
- 4 必要に応じて見直しが行われているか。

第5 監査の実施方法

関係部局（課）に対して調査票及び関係資料の提出を求めるとともに、その内容を精査のうえ質問を行い、回答を得る方法により実施した。

第6 調査の結果

1 協定の締結状況について

(1) 調査対象

令和4年10月1日現在、区が法人、個人、その他の団体等と締結している協定（覚書を含む。）について、調査票による調査を行い、併せて協定書原本の提出を求めた。ただし、次に掲げるものは対象外とした。

- ① 契約に基づくもの（変更契約を締結するほどではない軽微な変更などに用いられる覚書など。）
- ② 指定管理者との指定管理業務に係るもの（指定管理業務に関わらない災害協定などは調査対象。）
- ③ 土地、工作物等に関する合意に係るもの（建築協定、相隣関係の境界面定など。）
- ④ 労働基準法の規定に基づく労使協定

調査に当たっては、同一の内容の協定を複数の相手方と締結している場合は、まとめて回答できることとした。ただし、協定書原本について、全ての提出を求めた。

(2) 協定数

調査に基づき回答のあった協定は、777件あった。所管する部局別にする、次表のとおりとなった。

| 部局名 | 件数 | 部局名 | 件数 |
|-----------|-----|----------|-----|
| 企画部 | 20 | 健康福祉部 | 15 |
| 総務部 | 395 | 環境部 | 20 |
| 区民部 | 17 | 都市基盤部 | 110 |
| 子ども教育部 | 105 | まちづくり推進部 | 36 |
| 地域支えあい推進部 | 49 | 教育委員会事務局 | 10 |
| | | 計 | 777 |

協定数が最も多いのは総務部で、51%を占める。これは、数の多い災害対策に関する協定の大多数（342件）を総務部防災危機管理課が所管しているためである。このうち、民有井戸の所有者と締結している「災害時における区民の生活用水確保のための手動式ポンプ設置に関する協定」だけで192件にのぼる。

回答のあった協定は、「参考資料（区が締結している協定一覧）」のとおりである。

なお、「第7 監査の結果」の「指摘事項」にあるとおり、区が保管すべき協定書の原本を紛失していたものがあった。ただし、いずれも、協定書の

写しや電子データを保有するなど、内容は把握されていた。

(3) 区の条例等で定められた協定

区の条例、規則、要綱には、区に協定や覚書の締結を義務づけていたり、締結することができる旨の規定を設けているものがある。調査対象とした協定のうち、それらに基づき締結された協定は、おおむね次表のとおりであった。このほか、補助金交付要綱に、補助条件として協定の締結を規定しているものがある。

| 協定の名称 | 根拠条例等 |
|------------------------------------|---------------------------------|
| 地域支えあい活動の実施に係る個人情報の取扱いに関する協定書 | 中野区地域支えあい活動の推進に関する条例 |
| 中野区の事業用地の取得及び中野区土地開発公社の業務運営に関する協定書 | 中野区事業用地取得事務規則 |
| 職員の派遣に関する協定書 | 中野区民間企業派遣研修実施要綱 |
| 災害時における区民の生活用水確保のための手動式ポンプ設置に関する協定 | 災害時における生活用水確保のための手動式ポンプ設置に関する要綱 |
| 地下貯水槽の設置及び維持管理に関する協定書 | 中野区地下貯水槽の設置及び管理に関する要綱 |
| 防災資材倉庫の設置及び維持管理に関する協定書 | 中野区防災資材倉庫の設置及び管理に関する要綱 |
| 雪害時における緊急対策業務に関する覚書 | 中野区雪害対策実施要綱 |
| カラー舗装に関する維持管理協定書 | 中野区道路カラー舗装工事取扱要綱 |
| 中野区木造住宅耐震診断の実施に関する協定書 | 中野区木造住宅等耐震診断士及び耐震改修施工者登録要綱 |
| 中野区住み替え支援事業にかかる事業協力に関する協定書 | 中野区住み替え住宅の情報の提供に関する要綱 |
| 中野区住宅確保要配慮者入居支援事業の実施に関する協定書 | 中野区あんしんすまいパック補助金交付要綱 |

(4) 協定の分類等

① 協定の内容について

回答のあった協定について、その主な内容によって分類すると、次表の

とおりとなった。

| 内容 | 件数 |
|------------------|-----|
| 包括的に定めたもの | 15 |
| 災害対策に係るもの | 374 |
| 職員派遣に係るもの | 22 |
| 施設等の管理運営に係るもの | 44 |
| 費用負担に係るもの | 11 |
| 土木、建築、まちづくりに係るもの | 66 |
| 高齢者等の見守りに係るもの | 17 |
| その他事業に係るもの | 228 |
| 計 | 777 |

「災害対策に係るもの」が最も多く、374件（48%）となっている。また、事業に係る「土木、建築、まちづくりに係るもの」「高齢者等の見守りに係るもの」「その他事業に係るもの」とを合計すると311件（40%）である。

災害対策に関しては、災害対策基本法第8条第2項に、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に実施に努めなければならない事項として、「地方公共団体の相互応援、広域避難及び広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項」があり、いざというときのための協定の重要性がうかがえる。区では、同項の改正により当該規定が設けられる以前から、災害対策に関する協定を広く締結している。

「包括的に定めたもの」として分類したものは次表に掲げる15件の協定である。ある一定の範囲について、具体的な業務を定めずに協力すること等を定めたものについて、包括的に定めた協定として集計した。

| 協定の名称 | 協定の相手方 |
|---|--------------------------------------|
| 中野区とトヨタモビリティ東京株式会社及びトヨタモビリティサービス株式会社との地域活性化包括連携協定 | 3者協定：トヨタモビリティ東京株式会社、トヨタモビリティサービス株式会社 |
| 中野区と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの地域活性化包括連携協定 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン |
| 中野区と明治大学との相互協力に関する基本協定書 | 明治大学 |
| 中野区と東京工芸大学との相互協力に関する基本協定書 | 東京工芸大学 |
| 中野区と帝京平成大学との相互協力に関する基本協定書 | 帝京平成大学 |

| | |
|------------------------------------|--|
| 中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定書 | 新渡戸文化短期大学 |
| 中野区と国際短期大学との相互協力に関する基本協定書 | 国際短期大学 |
| 中野区とこども教育宝仙大学との相互協力に関する基本協定書 | こども教育宝仙大学 |
| 姉妹提携協定書 | 田村市 |
| 青森市・中野区 交流連携協定書 | 青森市 |
| 危険ドラッグ対策等に関する覚書 | 5者協定：警視庁中野警察署、警視庁野方警察署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野杉並支部 |
| 中野区における治安向上の取組みに関する覚書 | 3者協定：警視庁中野警察署、警視庁野方警察署 |
| 中野区と日本マイクロソフト株式会社とのDX推進連携協定 | 日本マイクロソフト株式会社 |
| 中野区町会連合会と中野区の協働によるまちづくりパートナーシップ協定書 | 中野区町会連合会 |
| まちづくり推進のための連携協力に関する覚書 | 独立行政法人都市再生機構 |

② 協定期間について

回答のあった協定について、その期間よって分類すると、次表のとおりとなった。

| 期間 | 件数 |
|--------------------------|-----|
| 期間の定めがないもの | 440 |
| 期間を定めているもの（以下に該当するものを除く） | 110 |
| 期間を定めているが自動延長規定があるもの | 181 |
| 毎年同様の協定を反復して締結しているもの | 34 |
| 何らかの別の定めに基づく年度協定等 | 12 |
| 計 | 777 |

「期間の定めがないもの」「期間を定めているが自動延長規定があるもの」を合計すると621件（80%）にのぼる。

期間を定めている協定（自動延長等のないもの）110件のうち、その期間を1年未満としている協定は3件のみであり、多くは数年間を協定期間とし

ている。

他方、期間を定めているものであっても、協定の対象となる物件が存続する期間とするなど、明示的に期間の終期を定めておらず、かつ、その期間が相当長期にわたると想定される次のような協定も存在する。

| 協定の名称 | 有効期間の終期 |
|------------------------------------|--------------|
| 中野区の事業用地の取得及び中野区土地開発公社の業務運営に関する協定書 | 土地開発公社解散の日 |
| 東中野駅西口連絡通路管理協定書 | 連絡通路が存続するまで |
| 落合地下通路に関する維持管理協定書 | 通路の存続中 |
| アトレヴィ東中野の附置義務自転車駐車場に関する協定書 | 地下駐車場が存続する期間 |
| 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業に係る道路一体建物に関する協定書 | 道路の存する期間 |

なお、調査に対する各部局からの回答において、協定の有効期間を「協定締結日から1年間」としているものの末日について、協定締結日の1年後の同日の前日と認識しているものと、1年後の同日と認識しているものが見受けられた。期間計算については、民法では、期間が午前零時から始まるときを除き、期間の初日は算入せず、起算日に応答する日の前日に満了することとされている。

③ 協定の内容と協定期間との相関について

協定の内容と、協定の期間について併せて集計すると、次表のとおりとなった。

| 内容\期間 | 定めなし | 定めあり | 自動延長 | 反復締結 | 年度協定 | 計 |
|------------------|------|------|------|------|------|-----|
| 包括的に定めたもの | 5 | 1 | 9 | 0 | 0 | 15 |
| 災害対策に係るもの | 281 | 9 | 84 | 0 | 0 | 374 |
| 職員派遣に係るもの | 2 | 19 | 0 | 1 | 0 | 22 |
| 施設等の管理運営に係るもの | 19 | 14 | 9 | 1 | 1 | 44 |
| 費用負担に係るもの | 2 | 0 | 3 | 6 | 0 | 11 |
| 土木、建築、まちづくりに係るもの | 28 | 22 | 6 | 0 | 10 | 66 |
| 高齢者等の見守りに係るもの | 2 | 0 | 15 | 0 | 0 | 17 |
| その他事業に係るもの | 101 | 45 | 55 | 26 | 1 | 228 |
| 計 | 440 | 110 | 181 | 34 | 12 | 777 |

災害対策に係るものは、期間の定めのないものと自動延長の規定がある

ものを合わせると365件（98%）となっている。一方、土木、建築、まちづくりに係るものは、期間の定めがあるものが22件（33%）である。また、費用負担に係るものは、反復して締結しているものが6件（55%）である。

④ 協定の相手方の数について

通常の協定は、1対1の2者で締結されるが、3者やそれ以上で締結する協定もある。3者以上で締結している協定は66件あり、そのうち最多のものは、以下に掲げる25者協定である。

| 協定の名称 | 協定締結者 |
|---------------------------|---|
| 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 | 25者協定：他区、東京二十三区清掃一部事務組合、株式会社京葉興業 |
| 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 | 25者協定：他区、東京二十三区清掃一部事務組合、株式会社太陽油化 |
| 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 | 25者協定：他区、東京二十三区清掃一部事務組合、一般社団法人東京都中小建設業協会 |
| 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 | 25者協定：他区、東京二十三区清掃一部事務組合、一般社団法人東京都産業資源循環協会 |

このほか、協定締結者が多い協定は、他区の全部又は一部を含んだ協定が多く、10者以上の協定は全て該当する。他区を含まない協定で協定締結者が多いものは、以下のとおりである。

| 協定の名称 | 協定締結者 |
|----------------------------------|---|
| 路面下空洞復旧に関する覚書 | 8者協定：東京都水道局西部支所、東京都下水道局西部第一下水道事務所、東日本電信電話株式会社東京事業部設備部、東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社、東京ガス株式会社中央導管ネットワークセンター、東京地下鉄株式会社土木事務所、西武鉄道株式会社 |
| 中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備の事業化推進に関する基本協定書 | 6者協定：野村不動産株式会社、東急不動産株式会社、住友商事株式会社、ヒューリック株式会社、東日本旅客鉄道株式会社 |

⑤ 協定の相手方について

協定の相手方は多岐にわたるが、最も多い相手方は東京都（局や都立学校、警察署等を含む。）で、97件であった。東京都以外の行政機関は45件で、合わせると136件（重複6件）（18%）となった。

2 着眼点ごとの調査結果について

(1) 協定の内容は明確にされているか。

① 協定の概要、目的について

回答のあった777件全ての協定について、その概要や目的が記載されていた。このうち、他の地方自治体との連携協定（田村市、青森市）は、具体的な定めを置いていないが、そもそも連携関係の発展を目的とした宣言という意味合いが強いことから、個別事業については別途何らかの取決めを行うことを想定しているものと思われる。なお、「災害時における相互応援に関する協定書」は、田村市、青森市ともに締結されていた。

② 協定書の名称について

回答のあった協定のうち、協定の名称が、単に「協定書」や「覚書」であったものが19件あった。また、そのほかにも「基本協定書」や「令和4年度協定書」など、名称からは協定の内容がわからないものが見られた。

(2) 協定の実効性は担保されているか。

① 協定の相手方の把握について

調査において、協定の相手方の連絡先を把握しているかを尋ねた。その結果、次表に掲げる協定以外については、何らかの形で協定の相手方の連絡先を把握しているとの回答であった。次表の協定についても、協定の内容から特に不要なものか、相互に連絡が取れる状況にある相手方であると思われる。

| 協定の名称 | 協定の相手方 |
|----------------------------|--|
| 姉妹提携協定書 | 田村市 |
| 青森市・中野区 交流連携協定書 | 青森市 |
| 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 | 23者協定：他区 |
| 災害時の物資供給及び街頭消火器の設置協力に関する覚書 | 株式会社セブン-イレブン・ジャパン |
| 危険ドラッグ対策等に関する覚書 | 5者協定：警視庁中野警察署、警視庁野方警察署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部、公 |

| | |
|------------------|------------------------------|
| | 益社団法人全日本不動産協会 東京都本部中野杉並支部 |
| 保健衛生事務事業に係る都区協定書 | 24者協定：東京都、他区 |

しかしながら、協定の相手方の連絡先を把握しているとされた協定の中には、協定の相手方の存在が確認できなかったものが見受けられた。

② 署名若しくは押印について

協定書は、相互に合意した内容を文書化して、証明としての効力を持たせるものである。調査した協定については、代表者の署名若しくは記名押印（一部は署名押印）の形式により、その効力を持たせていた。

しかしながら、記名のみで署名や押印が行われていないものが見受けられた。

(3) 協定に基づきどのような事項が実施されているか。

協定に基づいて実施した事項について調査を行った。協定を締結して間もないもの、包括的な協定や災害対策、維持管理に係る協定を除き、ほぼ全ての協定において、何らかの事項が実施されていた。

しかし、災害対策に関する協定でも、平常時、定期に行う業務について定めたものがあつたが、当該業務が実施されていないものが見受けられた。

(4) 必要に応じて見直しが行われているか。

見直しの状況等について調査を行った。協定締結から見直したことがある協定は99件、見直し（解除を含む。）を行う意向がある協定は20件であった。このほか、新たな協定を締結し直したことがあるものは34件（見直したことがある協定との重複2件）であった。全体で151件（20%）の協定が何らかの見直しを行っていた。

第7 監査の結果

協定の締結及び運用については、全般的にはおおむね適正に執行されていた。しかしながら、一部の事務において、以下の指摘事項に見られるように適切でないものがあつた。

このほか、指摘には至らないものの、「第6 調査の結果」のとおり、協定の相手方の存在が確認できなかったもの、協定に基づく業務が実施されていないもの、代表者の記名のみで署名や押印が行われていないものなど、協定に関して不適切な運用を行っていたものが見受けられた。これら改善が必要な事項については、監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて、関係者に適正に処理を行うよう求めたところである。

【指摘事項】

● 協定書原本を紛失したもの

区が保管すべき協定書の原本を紛失していたものがあつた。協定書原本は、協定を締結したことを証する重要な書面であり、これを紛失したことは、不適正な文書管理である。

○ 総務部防災危機管理課

- ・ 社団法人東京都ペストコントロール協会と平成9年4月1日に締結した「災害時における消毒車両供給に関する協定」
- ・ 土地所有者11者と個別に締結している「防災資材倉庫の設置及び維持管理に関する協定書」（11件）
- ・ 警視庁中野警察署、同野方警察署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野杉並支部と5者で平成27年3月17日に締結した「危険ドラッグ対策等に関する覚書」
- ・ 警視庁中野警察署、同野方警察署と3者で平成24年8月17日に締結した「中野区における治安向上の取組みに関する覚書」

○ 総務部DX推進室情報システム課

- ・ 公益社団法人中野区シルバー人材センターと平成23年9月7日に締結した「中野区における区民ICT利活用支援事業に関する覚書」
- ・ 東京都と平成29年5月26日に締結した「都区市町村情報セキュリティクラウドの利用に関する協定書」

○ 健康福祉部障害福祉課

- ・ 社会福祉法人愛成会と平成16年4月14日に締結した「本町五丁目指定障害福祉サービス事業所整備事業協定書」

○ 健康福祉部生活衛生課

- ・ 東京都及び他区と24者で平成12年3月31日に締結した「保健衛生事務事業に係る都区協定書」

○ 環境部ごみゼロ推進課

- ・ リネットジャパン株式会社と平成31年3月26日に締結した「中野区とりネットジャパン株式会社との連携と協力に関する協定書」

○ 都市基盤部道路課

- ・ 東日本電信電話株式会社東京支店及びエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社首都圏支店と3者で平成17年6月23日に締結した「電線類地中化事業の施行に伴う引込管工事等に関する基本協定」

○ まちづくり推進部まちづくり事業課

- ・ 独立行政法人都市再生機構と平成20年5月22日に締結した「まちづくり推進のための連携協力に関する覚書」

第8 措置状況の通知

本監査の結果に基づき、又は本監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知願いたい。

第9 意見

本監査を通じ、協定の締結や運用に関し、検討を望みたい課題が見受けられたので、次のとおり意見を述べる。

区が締結している協定は、今回の監査対象とし、回答があったものだけで800件近くにのぼる。協定の内容も多岐にわたり、様々な分野について幅広く協定を活用していることがうかがえることとなった。協定は、行政を執行する上での重要な手段の一つになっていると言える。

しかしながら、指摘事項で述べたとおり、協定書原本を紛失している事例があったほか、事務局長を通じて関係者に適正に処理を行うよう求めたものに、協定の相手方の存在が確認できなかったもの、協定に基づく業務が実施されていないものなどがあった。これらは、いずれも協定の維持管理が適切に行われていなかったものである。

協定は、長い期間を経過するうちに、実態に合わない内容になっている可能性もある。しかし、「第6 調査の結果」のとおり、有効期間の定めがなかったり、自動更新とするなど、実質的に無期限になっている協定が全体の80%を占め、特に災害対策に係る協定においては98%となっている。この中には、数十年にわたり改定することなく締結し続けている協定もあり、その実効性が薄れていることが危惧されるところである。

特に災害対策に関する協定は、災害時になって初めて機能するものも多い。こうした協定については、日頃から協定内容の確認、見直しを行うとともに、協定の相手方との連絡を密にし、いざというときに協定の効果が確実に発揮できるようにしておくことが必要である。このことは、他の協定についても言えることである。

既存の協定について、常に動ける状態に保ち続けることは重要であり、適宜協定内容の見直しを行い、実態に合わないものは改定や解除を行うなど、その実効性を確保する取組を進められたい。

また、協定の締結は、締結者双方が何らかの目的を持ち、効果を期待して行われるものである。しかし、協定の締結期間は長期にわたることが多いことから、目的や期待する効果を協定の中で明確にしておかないと、締結時にはそれを認識していたとしても、時間の経過とともに薄れていくことが十分に考えられる。実際に締結している協定の中には、区が期待する効果が明確にはうかがえないものも見られた。

区では、協定の締結に当たって、リーガルチェックを行い、紛争及び区の損害発生リスクの低減を図っているが、それにとどまらず、目的や効果についても入

念に協定の内容を確認し、後々になってもその目的や効果が認識できる、適正な内容の協定を締結されたい。

今回の監査で、区は、多数の協定を締結していることが明らかとなった。これらは区の財産にほかならない。しかし、協定は事業を所管する各担当において個別に締結、管理されていることから、その活用は担当内にとどまり、区全体としてこの財産を有効に活用できる状態になっていない。

区においては、協定の全体を取りまとめ、掌握する部署を設けることや、データベース化し公開するなど、既存の協定を効果的に活用する方策について検討されたい。こうした取組により、協定がより有効に区政に活用され、ひいては区民の福祉の向上に資することを期待するものである。

参 考 資 料

(区が締結している協定一覧)

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|----|-----------|---|--|-----|---|-------------|-----------------------------|----------|
| 1 | 企画部企画課 | 中野区とトヨタモビリティ東京株式会社及びトヨタモビリティサービス株式会社との地域活性化包括連携協定 | 3者協定 ①トヨタモビリティ東京株式会社②トヨタモビリティサービス株式会社 | 1 | 相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、区の一層の活性化と区民サービスの向上に資すること。 | 平成31年4月5日 | 協定締結の日～令和2年3月31日 | あり |
| 2 | 企画部企画課 | 中野区と株式会社セブーン・イレイブ・ジャパンとの地域活性化包括連携協定 | 株式会社セブーン・イレイブ・ジャパン | 1 | 相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、区の一層の活性化と区民サービスの向上に資すること。 | 平成28年10月31日 | 協定締結の日～平成29年3月31日 | あり |
| 3 | 企画部企画課 | 地域活性化包括連携協定に基づくアスリート派遣事業に関する覚書 | 3者覚書 ①トヨタモビリティ東京株式会社②トヨタモビリティサービス株式会社 | 1 | 教育・スポーツの振興に関する連携のうち、アスリート等の講師派遣事業の実施に関する必要事項を定めること。 | 令和3年7月1日 | 覚書締結日～令和4年3月31日 | あり |
| 4 | 企画部企画課 | 中野区と明治大学との相互協力に関する基本協定書 | 明治大学 | 1 | 包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること。 | 平成26年3月27日 | 協定締結の日～平成27年3月31日 | あり |
| 5 | 企画部企画課 | 中野区と東京工芸大学との相互協力に関する基本協定書 | 東京工芸大学 | 1 | 包括的な連携のもと、相互の人的、知的、物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること。 | 平成20年8月7日 | 協定成立の日～平成21年3月31日 | あり |
| 6 | 企画部企画課 | 中野区と帝京平成大学との相互協力に関する基本協定書 | 帝京平成大学 | 1 | 包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること。 | 平成26年3月27日 | 協定締結の日～平成27年3月31日 | あり |
| 7 | 企画部企画課 | 中野区と新渡戸文化短期大学との相互協力に関する基本協定書 | 新渡戸文化短期大学 | 1 | 包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること。 | 平成28年3月31日 | 協定締結の日～平成29年3月31日 | あり |
| 8 | 企画部企画課 | 中野区と国際短期大学との相互協力に関する基本協定書 | 国際短期大学 | 1 | 包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること。 | 平成28年3月23日 | 協定締結の日～平成29年3月31日 | あり |
| 9 | 企画部企画課 | 中野区と子ども教育宝仙大学との相互協力に関する基本協定書 | 子ども教育宝仙大学 | 1 | 包括的な連携によって、相互の人的、知的及び物的資源の交流・活用を図り、まちづくり、人材育成、教育、文化、産業育成等の分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与すること。 | 平成28年3月31日 | 協定締結の日～平成29年3月31日 | あり |
| 10 | 企画部企画課 | 中野駅新北口駅前エリア拠点施設整備の事業化推進に関する基本協定書 | 6者協定 ①野村不動産株式会社②東急不動産株式会社③住友商事株式会社④ヒューリック株式会社⑤東日本旅客鉄道株式会社 | 1 | 事業化を推進するに当たり必要となる事項その他条件等について定めること。 | 令和3年5月6日 | 協定締結日～市街地再開発事業施行の認可の公告がされた日 | |
| 11 | 企画部企画課 | 中野二丁目再開発権利床活用事業基本協定書 | 西松地所株式会社 | 1 | 事業実施に係る必要な事項を定めること。 | 令和4年7月11日 | 協定締結の日～貸借契約の契約期間満了日 | |
| 12 | 企画部企画課 | 日本町図書館暫定貸付基本協定書 | 株式会社埼玉英スクール | 1 | 日本町図書館の暫定貸付けについて必要な事項を定めること。 | 令和4年7月29日 | 協定締結の日～貸借契約の契約期間満了日 | |
| 13 | 企画部企画課 | 中野セントラルパークサウス賃借床活用事業協定書 | 西武信用金庫 | 1 | 事業実施に係る必要な事項を定めること。 | 令和4年8月31日 | 協定締結の日～貸借契約の契約期間満了日 | |
| 14 | 企画部広聴・広報課 | 地域貢献型広告に関する協定書 | 東電タウンプランニング株式会社東京総支社 | 1 | 中野区内に広告を掲出することにより区民及び来街者に対し、地域に必要な公共的な情報を発信すること。 | 平成30年12月12日 | 協定締結の日～定めなし | |
| 15 | 企画部広聴・広報課 | JR中野駅北口東側壁面の壁面制作に係る覚書 | ①東日本旅客鉄道株式会社 ②東京支社③スリース株式会社 | 2 | 「ナカノミラライブプロジェクト」におけるミューラルプロジェクトとして実施するJR中野駅北口東側壁面での壁面制作に伴い、壁面及びJRの施設口の維持管理を円滑に行うこと。 | 令和3年9月29日 | 締結の日～壁面存続の間 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|----|-----------|------------------------------------|-------------------|-----|--|-------------|---------------------|----------|
| 16 | 企画部広聴・広報課 | 「i広報紙」に関する協定書 | 株式会社ホープ | 1 | 広報紙及び関連する行政情報について、「i広報紙」を通じて発信し、広く住民に提供することにより、住民サービスの向上及び地域社会への貢献を図るために、官民協働の精神に基づき、協業すること。 | 平成28年2月19日 | 協定の締結日～平成28年3月31日 | あり |
| 17 | 企画部広聴・広報課 | 覚書 | 株式会社Bot Express | 1 | 区政情報のより効率的な発信や行政手続のオンライン化を促進し、住民サービスの向上を図るとともに、事務効率化に資すること。 | 令和4年10月1日 | 定めなし～令和4年11月30日 | あり |
| 18 | 企画部広聴・広報課 | 特別出店に関する覚書(ふるさと納税) | 楽天グループ株式会社 | 1 | 「楽天市場」において、地方公共団体に対する寄附金に際する寄附金控除及びその目的で行われる寄附を受け付けるための出店を行う場合に、出店契約に付帯して、契約当事者の関係及び遵守しなければならない事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 出店契約開始日～属する年度の末日 | あり |
| 19 | 企画部広聴・広報課 | ふるさと納税の返礼品に関する覚書 | 楽天グループ株式会社 | 1 | ふるさと納税を行うユーザに対し、返礼品として付与するクーポンを、区の費用負担により発行する取引において、双方が遵守すべき事項を定めること。 | 令和4年8月26日 | 賞書締結日～1年間 | あり |
| 20 | 総務部総務課 | 姉妹提携協定書 | 田村市 | 1 | 産業、文化、教育などの幅広く、持続的な交流を通じて、理解と信頼を深め協力し合い、相互の繁栄と幸福をもたらすため。 | 平成20年10月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 21 | 総務部総務課 | 青森市・中野区 交流連携協定書 | 青森市 | 1 | 観光や産業の振興、スポーツや学術、文化・芸術を通じての市民交流、また、災害時の応援など、相互の繁栄を共に築くため。 | 平成26年4月9日 | 定めなし～定めなし | |
| 22 | 総務部総務課 | 2022なかの東北応援まつり実施に関する協定 | なかの東北応援まつり実行委員会 | 1 | 「2022なかの東北応援まつり」の費用に関して定めること。 | 令和4年6月27日 | 協定締結日～令和5年3月31日 | |
| 23 | 総務部職員課 | 東京都及び区市町村職員の派遣研修に関する協定書 | 東京都 | 1 | 職員の能力向上及び相互理解と協力体制を拡充するため。 | 令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 24 | 総務部職員課 | 東京都及び区市町村職員の派遣研修に関する協定書 | 東京都 | 1 | 職員の能力向上及び相互理解と協力体制を拡充するため。 | 令和3年3月29日 | 令和3年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 25 | 総務部職員課 | 東京都及び区市町村職員の派遣研修に関する協定書 | 東京都 | 1 | 職員の能力向上及び相互理解と協力体制を拡充するため。 | 令和3年3月29日 | 令和3年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 26 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 区の職員を研修のために派遣するため。 | 令和4年3月28日 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 27 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 首都高速道路株式会社 | 1 | 実務経験を通じ、高速道路の新設、改築及び修繕に関する専門的な知識を習得すること。 | 令和3年9月30日 | 令和3年10月1日～令和5年3月31日 | |
| 28 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 公益財団法人東京都道路整備保全公社 | 1 | 実務経験を通じ、無電柱化推進事業及び道路整備事業に関する専門的な知識を習得すること。 | 令和4年2月22日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 29 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 西武信用金庫 | 1 | 実務経験を通じ、職員の資質の向上及び地域経済の成長・発展と新たな活力の創出に寄与すること。 | 令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 30 | 総務部職員課 | 職員の出向及び採用に関する協定書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 独立行政法人都市再生機構が出向させた職員を採用するため。 | 令和3年3月31日 | 令和3年4月1日～2年間 | |
| 31 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 西武信用金庫 | 1 | 実務経験を通じ、職員の資質の向上及び地域経済の成長・発展と新たな活力の創出に寄与すること。 | 令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 32 | 総務部職員課 | 東京都職員派遣に関する協定書 | 東京都 | 1 | 区に派遣される職員の給与、その他の勤務条件等に関する、定めのこと。 | 令和3年3月31日 | 派遣の日～2年間 | |
| 33 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 江東区 | 1 | 区に派遣される職員の給与、その他の勤務条件等に関する、定めのこと。 | 令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 34 | 総務部職員課 | 東京都職員派遣に関する協定書 | 東京都 | 1 | 都職員の自治法派遣受入れのため。 | 令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 35 | 総務部職員課 | 東京都職員派遣に関する協定書 | 東京都 | 1 | 都職員の自治法派遣受入れのため。 | 令和4年3月28日 | 令和4年4月1日～令和6年3月31日 | |
| 36 | 総務部職員課 | 職員の派遣に関する協定書 | 大田区 | 1 | 区に派遣される職員の給与、その他の勤務条件等に関する、定めのこと。 | 令和3年3月31日 | 令和3年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 37 | 総務部職員課 | 東京都及び区市町村職員の派遣研修に関する協定書 | 東京都 | 1 | 職員の能力向上及び相互理解と協力体制を拡充するため。 | 令和4年3月31日 | 定めなし～定めなし | |
| 38 | 総務部総務課 | 中野区の事業用地の取得及び中野区土地開発公社の業務運営に関する協定書 | 中野区土地開発公社 | 1 | 事業用地の取得及び業務運営に関して定めること。 | 昭和63年10月13日 | 協定成立の日～土地開発公社の解散の日 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|----|------------|-------------------------------------|--|-----|--|-------------|--------------------|----------|
| 39 | 総務部経理課 | 中野区土地開発公社事業資金の融資に関する協定書 | 3者協定 ①中野区土地開発公社協 調融資団(金融機関6行) ②中野区土地開発公社 | 1 | 事業資金の融資及び融資に係る区の債務保証に関して定めること。 | 平成24年4月1日 | 協定の締結の日～平成25年3月31日 | あり |
| 40 | 総務部経理課 | 中野区職員への派遣に関する協定書 | 中野区土地開発公社 | 1 | 区から派遣する職員の給与その他の勤務条件に関して定めること。 | 昭和63年10月13日 | 定めなし～定めなし | |
| 41 | 総務部経理課 | 代行買収に関する覚書 | 中野区土地開発公社 | 1 | 租税特別措置法の取扱いに関する通達に基づく代行買収を行うに当たり、必要な事項を定めること。 | 昭和63年10月13日 | 定めなし～定めなし | |
| 42 | 総務部防災危機管理課 | 特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 | 23者協定 他区 | 1 | 災害時、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るとともに、被災区独自では十分な対策等が実施できない場合において、被災を免れた区があるいは被災の軽微な区であって、被災区の支援が可能な区が、連携して支援体制を構築し、被災区の支援に万全を期すること。 | 平成26年3月14日 | 平成26年4月1日～定めなし | |
| 43 | 総務部防災危機管理課 | 東京都中野区と長野県中野市との非常災害時等における相互支援に関する協定 | 長野県中野市 | 1 | 災害時、被災した自治体独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合に、被災した自治体の要請により、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 平成17年10月3日 | 定めなし～定めなし | |
| 44 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 福島県田村市 | 1 | 災害時、被災自治体だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 平成20年10月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 45 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 山梨県甲州市 | 1 | 災害時、被災した自治体だけでは十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、被災自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 平成23年9月22日 | 定めなし～定めなし | |
| 46 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 青森県青森市 | 1 | 災害時、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、被災した自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 平成26年7月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 47 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 茨城県常陸太田市 | 1 | 災害時、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、被災した自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 平成28年7月21日 | 定めなし～定めなし | |
| 48 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 群馬県みなかみ町 | 1 | 災害時、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、被災した自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 平成30年2月6日 | 定めなし～定めなし | |
| 49 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 青森県黒石市 | 1 | 災害時、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、被災した自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 令和元年10月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 50 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 千葉県館山市 | 1 | 災害時、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、被災した自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 令和2年8月26日 | 定めなし～定めなし | |
| 51 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 福島県喜多方市 | 1 | 災害時、被害を受けた自治体のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に、被災した自治体の要請に 応え、相互に救援協力し、被災した自治体の応急対策を円滑に遂行すること。 | 令和2年10月2日 | 定めなし～定めなし | |
| 52 | 総務部防災危機管理課 | 防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定書 | 10者協定 ①千代田区②新宿区③文 京区④墨田区⑤大田区⑥ 杉並区⑦練馬区⑧足立区 ⑨江戸川区⇒杉並区は解 除 | | 各区の区域内において火災、地震等の災害が発生した場合において、各区が所有する高所カメラ映像を相互に活用することにより状況を把握し、もって迅速な対応を図るため、高所カメラ映像を相互に閲覧すること に 関し、必要な事項を定めるもの。 | 平成27年3月19日 | 定めなし～定めなし | |
| 53 | 総務部防災危機管理課 | 中野区災害時医療救護活動につ いての協定書 | 一般社団法人中野区医師 会 | 1 | 区が行う医療救護活動に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成26年1月24日 | 定めなし～定めなし | |
| 54 | 総務部防災危機管理課 | 災害時の歯科医療救護活動につ いての協定書 | 社団法人東京都中野区歯 科医師会 | 1 | 区が行う歯科医療救護活動に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成7年12月12日 | 定めなし～定めなし | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|----|------------|----------------------------------|---------------------------|-----|---|-------------|-----------------------|----------|
| 55 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急措置用薬品等の優先供給に関する協定書 | 社団法人中野区薬剤師会 | 1 | 災害の発生により、区が開示した医療救護所内に傷病者が発生した場合に、その応急措置用の薬品等を調達し、傷病者に供給することについて必要な事項を定めること。 | 平成20年9月1日 | 協定締結の日～平成21年8月31日 | あり |
| 56 | 総務部防災危機管理課 | 災害時の医療救護活動について | 社団法人中野区薬剤師会 | 1 | 区が行う医療救護活動に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成23年3月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 57 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医療(応急)救護活動に関する協定書 | 公益社団法人東京都柔道整復師会中野支部 | 1 | 区が、災害時に実施する医療(応急)救護活動について、必要な事項を定めること。 | 平成29年12月15日 | 協定締結日～平成30年3月31日 | あり |
| 58 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における救護活動等についての協定書 | 公益社団法人東京都助産師会新宿・中野・杉並地区分会 | 1 | 災害時において区が妊婦、じよく婦及び乳児等を支援する活動に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 令和2年8月19日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 59 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 | アルフレッサ株式会社 | 1 | 区が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成27年8月6日 | 協定の締結の日～定めなし | |
| 60 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 | 株式会社メディセオ | 1 | 区が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成27年8月6日 | 協定の締結の日～定めなし | |
| 61 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 | 東邦薬品株式会社 | 1 | 区が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成27年8月6日 | 協定の締結の日～定めなし | |
| 62 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 | 株式会社スズケン | 1 | 区が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成27年8月6日 | 協定の締結の日～定めなし | |
| 63 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 | 株式会社マルタケ | 1 | 区が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成27年8月6日 | 協定の締結の日～定めなし | |
| 64 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書 | 株式会社バイタルネット | 1 | 区が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成27年8月6日 | 協定の締結の日～定めなし | |
| 65 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における区と獣医師会との協力に関する協定書 | 社団法人東京都獣医師会中野支部 | 1 | 区が行う動物に関わる救護活動に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成17年3月29日 | 平成17年3月29日～平成18年3月28日 | あり |
| 66 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急用精米の優先供給に関する協定書 | 東京都米穀小売商業組合中野支部 | 1 | 区内に食糧の応急給与を必要とする災害が発生したときに、食糧確保の一環として、円滑に応急用精米の確保を図ること。 | 平成3年8月20日 | 協定締結の日～平成4年8月19日 | あり |
| 67 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急物資の調達に関する協定書 | 中野区商店街連合会 | 1 | 区の実施する災害応急活動としての物資の調達に対する協力について、必要な事項を定めること。 | 平成9年3月21日 | 定めなし～定めなし | |
| 68 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における食料品等の供給に関する協定書 | 株式会社コモディイイダ | 1 | 区が被災者に対して配布する食料品等の供給に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成9年5月9日 | 定めなし～定めなし | |
| 69 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における給食の供給に関する協定書 | 学校法人織田学園 | 1 | 区内に災害が発生した場合に、区が避難者等に対して行う食品給与について給食の供給を受けることに関し、必要な事項を定めること。 | 平成17年12月13日 | 定めなし～定めなし | |
| 70 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における食料品供給に関する協定書 | 株式会社サカガミ | 1 | 区が被災者に対して配布する食料品の供給に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成9年5月30日 | 定めなし～定めなし | |
| 71 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における被災者入浴支援等に関する協定書 | 東京都公衆浴場業生活衛生同業組合中野支部(再協定) | 1 | 区内に災害が発生し、被災者(災害による自宅において入浴が困難な者であって区が認めたもの)への支援が必要となり、入浴支援に関する協力及び区民への飲料水及び生活用水の応急給与を行うこと。 | 令和3年3月1日 | 契約締結の翌日～1年間 | あり |
| 72 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における給水協力に関する協定書 | 東京建物株式会社 | 1 | 災害時に応急給水が必要となった場合の協力関係について定めること。 | 平成24年3月30日 | 平成24年6月1日～平成27年5月31日 | あり |
| 73 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における飲料水の優先供給に関する協定 | 東京キリンビバレッジサービス株式会社 | 1 | 区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における飲料水の優先供給等に関すること。 | 平成25年3月11日 | 協定締結の日～1年間 | あり |
| 74 | 総務部防災危機管理課 | 中野区立平和の森公園への電力供給に関する協定書 | 東京都下水道局 | 1 | 災害時に、平和の森公園において、下水道局中野水再生センターの非常用発電機を用いて発電された電力を用いて、区が避難者のための施策を実施することに関し、必要な事項を定めること。 | 平成26年2月6日 | 協定締結日～平成26年3月31日 | あり |
| 75 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における中野区立平和の森公園に対する電力供給に関する協定書 | 東京都下水道局 | 1 | 中野区立平和の森公園への電力供給に関する協定書に基づくもの。 | 平成26年3月31日 | 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|----|------------|--------------------------------|---|-----|--|-------------|-------------------|----------|
| 76 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における地区製品等の供給等に関する協定書 | 株式会社ゼンリン | 1 | (1)区内で災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、災害対策本部を設置したときの、地区製品等の供給及び利用等に関する事項を定めること。 (2)平常時から防災に関する情報交換を通じ、連携して、防災・減災に寄与する地区の作成を検討・推進することにより、区民生活における防災力の向上に努めること。 | 平成28年7月5日 | 協定の締結日～1年間 | あり |
| 77 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定 | 一般社団法人日本福祉用具供給協会 | 1 | 災害時に、避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等物資を確保することに関して必要な事項を定めるもの。 | 平成28年10月31日 | 締結の日～定めなし | |
| 78 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒車両供給に関する協定 | 社団法人東京都バスメンテナンスセンター協会 | 1 | 区内に災害が発生した場合、当該発生地域の消毒に必要な車両の供給に関し、必要な事項を定めること。 | 平成9年4月1日 | 締結の日～当該年度末の3月31日 | あり |
| 79 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒業務に関する協定書 | 株式会社東京環境整備センター | 1 | 区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、迅速な災害対策活動を行うこと。 | 昭和61年9月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 80 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒業務に関する協定書 | イカリ消毒株式会社 | 1 | 区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、迅速な災害対策活動を行うこと。 | 昭和61年9月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 81 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒業務に関する協定書 | 株式会社中央社 | 1 | 区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、迅速な災害対策活動を行うこと。 | 昭和61年9月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 82 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒業務に関する協定書 | 西武消毒株式会社 | 1 | 区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、迅速な災害対策活動を行うこと。 | 昭和61年9月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 83 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒業務に関する協定書 | 有限会社中野防疫 | 1 | 区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、迅速な災害対策活動を行うこと。 | 昭和61年9月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 84 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における消毒業務に関する協定書 | 株式会社東防疫 | 1 | 区内に災害が発生し、消毒作業を必要とする場合において、迅速な災害対策活動を行うこと。 | 昭和61年9月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 85 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における物流業務等の協力に関する協定書 | 一般社団法人東京都トラック協会中野支部 | 1 | 災害時において、区が協力を要請する物流業務等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるもの。 | 令和2年9月15日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 86 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における軽自動車による緊急輸送業務の協力に関する協定書 | 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部 | 1 | 災害時において、区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、円滑な輸送用車両確保の業務を実施すること。 | 平成8年11月7日 | 定めなし～定めなし | |
| 87 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における緊急輸送業務の協力に関する協定書 | 中野区リサイクル協同組合 | 1 | 災害時において、区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、円滑な輸送用車両確保の業務を実施すること。 | 平成9年7月24日 | 定めなし～定めなし | |
| 88 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策活動の協力に関する協定書 | 宮園自動車株式会社 | 1 | 災害時における応急対策活動の協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成8年10月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 89 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における緊急輸送業務等に関する協定書 | 5者協定 ①一般社団法人東京都旅客個人タクシー協会②日通東京都営業協同組合 ③新中野支店新中野個人タクシー協同組合 ④東京都個人タクシー協同組合 ⑤東京都個人タクシー協同組合野方支部 | 1 | 災害が発生した場合において、区が実施する緊急輸送業務に対する協力に関し、必要な事項を定めるもの。 | 平成30年7月4日 | 協定締結日～平成31年3月31日 | あり |
| 90 | 総務部防災危機管理課 | 災害時におけるバス利用等に関する協定 | 関東バス株式会社 | 1 | 災害が発生した場合において、区が実施する緊急輸送業務等に対する協力事項に関し、必要な事項を定めるもの。 | 令和3年9月7日 | 協定締結日～令和4年3月31日 | あり |
| 91 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における燃料等の優先供給等に関する協定書 | 東京都石油商業組合並中野支部 | 1 | 災害時に際し、優先的に燃料の供給又は納入並びに工賃の借入を求めるときの手続等を定めるもの。 | 平成23年6月13日 | 協定締結の日～5年間 | あり |
| 92 | 総務部防災危機管理課 | 給水施設の維持管理及び運用に関する協定書 | 東京都知事 | 1 | 都が管内の公園内、江古田の森公園内及び弥生公園内に設置した給水施設の維持管理及び運用に関して必要な基本的事項を定めること。 | 平成18年4月24日 | 平成18年4月1日～定めなし | |
| 93 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 中野土木防災協力会 | 1 | 災害時における民間協力計画の一環として行う災害応急対策業務に関し、円滑な運営を図るため必要な手続等を定めるもの。 | 平成16年11月8日 | 協定締結の日～平成17年11月7日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|------------------------------|---------------------------|-----|---|-------------|----------------------|----------|
| 94 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策業務に関する協定 | 中野区内小規模建設事業者団体連絡会 | 1 | 災害時において、区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、災害時民間協力の一環として、迅速かつ的確な応急対策業務等を実施すること。 | 平成17年4月19日 | 協定締結の日～平成18年4月18日 | あり |
| 95 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 中野電設防災協力会 | 1 | 災害時における民間協力計画の一環として行う災害応急対策業務に関し、円滑な運営を図るため必要な手続等を定めるもの。 | 平成18年3月6日 | 協定締結の日～平成19年3月5日 | あり |
| 96 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策業務に関する協定書 | 中野建設まちづくり協議会 | 1 | 災害時において、区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、災害時民間協力の一環として、迅速かつ的確な応急対策業務等を実施すること。 | 平成28年4月26日 | 協定締結の日～5年間 | あり |
| 97 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策業務に関する協定 | 中野区造園緑化業協会 | 1 | 災害時において、区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、災害時民間協力の一環として、迅速かつ的確な応急対策業務等を実施すること。 | 平成21年9月1日 | 協定締結の日～5年間 | あり |
| 98 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急措置業務に関する協定書 | 東京都置工業協同組合中野支部 | 1 | 災害時における民間協力計画の一環として行う応急措置業務に関し、必要な手続を定めるもの。 | 平成3年8月20日 | 協定締結の日～平成4年8月19日 | あり |
| 99 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における車両除去等応急対策業務の協力に関する協定書 | 東京都自動車整備振興会城西支部 | 1 | 災害時における車両除去等応急対策業務における協力について、必要な事項を定めるもの。 | 平成28年1月25日 | 平成28年1月25日～定めなし | |
| 100 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における応急対策業務に関する協定 | 全国建設労働組合総連合東京王建一般労働組合中野支部 | 1 | 災害時において、区のみでは十分な対応措置を実施することができないときに、災害時民間協力の一環として行う災害時応急対策業務等について、必要な手続を定めること。 | 平成26年12月15日 | 協定締結の日～平成27年3月31日 | あり |
| 101 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における給水装置の応急措置の協力に関する協定書 | 中野防災協力管栄会 | 1 | 災害時に区役所本庁舎及び区有施設並びに区があらかじめ指定した避難所等の関係各施設の敷地内における給水装置の応急措置業務を迅速に行うため、応急措置業務における協力を定めるもの。 | 平成28年2月28日 | 協定締結の日～平成29年3月31日 | あり |
| 102 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における段ボールベッドの優先協定に関する協定書 | 興亜紙業株式会社 | 1 | 災害時等において、段ボールベッド等の物資の供給を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるもの。 | 令和3年1月18日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 103 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における給電車両貸与に関する協定書 | トヨタモビリティ東京株式会社 | 1 | 災害時において、区が実施する災害対応業務における電力供給業務を円滑に実施すること。 | 令和3年1月18日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 104 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における給電車両貸与に関する協定書 | トヨタモビリティサービス株式会社 | 1 | 災害時において、区が実施する災害対応業務における電力供給業務を円滑に実施すること。 | 令和3年1月18日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 105 | 総務部防災危機管理課 | 災害時等における防災情報の放送業務等に関する協定書 | 株式会社ジェイコム中野 | 1 | 災害時等において、区民に対して防災に関する情報を迅速かつ正確に提供すること。 | 平成28年4月26日 | 協定締結の日～平成29年3月31日 | あり |
| 106 | 総務部防災危機管理課 | 災害に係る情報発信等に関する協定 | ヤフー株式会社 | 1 | 区内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、区が区民等に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ区の行政機能の低下を軽減させるため、様々な取組を行うこと。 | 平成27年9月2日 | 協定締結日～1年間 | あり |
| 107 | 総務部防災危機管理課 | 災害情報及び行政告知放送の再送信に関する協定書 | 株式会社ジェイコム中野 | 1 | 区が防災行政無線により区民向けに実施する災害情報及び行政告知放送をケーブルテレビを利用して再送信を行うこと。 | 平成27年10月20日 | 協定締結の日～平成28年3月31日 | あり |
| 108 | 総務部防災危機管理課 | 中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書 | 東京建物株式会社 | 1 | 中野区防災備蓄倉庫として利用すること。 | 平成24年3月30日 | 平成24年6月1日～平成27年5月31日 | あり |
| 109 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における協力体制にかか基本協定 | 学校法人明治大学 | 1 | 中野区役所一帯が都の定める広域避難場所に当たるところを十分考慮し、当該地域の総合的な防災拠点の形成に資するため、災害時における協力体制について定めること。 | 平成25年3月28日 | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | あり |
| 110 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における協力体制にかか基本協定 | 学校法人帝京平成大学 | 1 | 中野区役所一帯が都の定める広域避難場所に当たるところを十分考慮し、当該地域の総合的な防災拠点の形成に資するため、災害時における協力体制について定めること。 | 平成25年3月28日 | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|------------------------------|---------------------|-----|--|-------------|-------------------------|----------|
| 111 | 総務部防災危機管理課 | 災害時の相互支援に関する協定 | 学校法人早稲田大学 | 1 | 中野区役所一帯が都の定める避難場所に当たたることを十分考慮し、中野区国際コミュニケーションセンターにおいて当該避難場所の周辺地域の総合的な防災拠点の形成に資するため、災害時における協力的な協力体制について定めること。 | 平成26年4月1日 | 平成27年3月31日 | あり |
| 112 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における区民の行政手続の支援活動に関する協定 | 東京都行政書士会中野支部 | 1 | 災害時に、区が実施する災害応急対策活動等の被災者の支援活動を実施するために必要な事項を定めること。 | 令和2年9月15日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 113 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定 | 全東京葬祭業連合会 | 1 | 災害時、その災害により多数の死者が集団的に発生した場合における運体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給等について、協力を要請すること及びその場合の手続を定めるもの。 | 平成17年6月10日 | 協定締結の日～平成18年6月9日 | あり |
| 114 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における広報紙の配布協力等に関する協定書 | 中野区新聞販売同業組合 | 1 | 災害時における応急対策活動の協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成9年5月6日 | 定めなし～定めなし | |
| 115 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定 | 社会福祉法人中野区社会福祉協議会 | 1 | 災害時における応急対策及び復旧対策の相互支援に関し、必要な事項を定めるもの。 | 令和3年9月21日 | 定めなし～定めなし | |
| 116 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における相互支援に関する協定書 | 中野区国際交流協会 | 1 | 災害時における応急対策及び復旧対策の相互支援に関し、必要な事項を定めるもの。 | 平成26年4月22日 | 定めなし～定めなし | |
| 117 | 総務部防災危機管理課 | 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省関東地方整備局長 | 1 | 区内における災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、双方必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対応に資すること。 | 平成23年6月30日 | 定めなし～定めなし | |
| 118 | 総務部防災危機管理課 | 罹災証明書の発行に係る情報提供等に関する協定 | 東京都 | 1 | 区内における災害の発生に備え、被災者の生活再建支援の業務を円滑に遂行するため、罹災証明書の発行に係る情報提供等に関すること。 | 平成30年12月13日 | 定めなし～定めなし | |
| 119 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定書 | 東京都理容衛生衛生同業組合中野支部 | 1 | 災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協力的な協力を確立し、区民の安定した生活の確保を図ること。 | 平成31年1月28日 | 協定締結日～令和2年3月31日 | あり |
| 120 | 総務部防災危機管理課 | 中野区防災備蓄倉庫の施設利用に関する協定書 | 積水ハウス株式会社 | 1 | マストフ江古田の社防災備蓄倉庫を、区の防災備蓄を目的とした倉庫として利用すること。 | 平成31年3月8日 | 平成31年3月8日～3年間 | あり |
| 121 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する協定 | 東京電力パワーグリッド株式会社荻窪支社 | 1 | 区は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、相手方は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における双方の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めること。 | 令和3年9月30日 | 協定締結の日～令和4年3月31日 | あり |
| 122 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 東京都立鷺宮高等学校 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成9年6月5日 | 定めなし～定めなし | |
| 123 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 学校法人大妻学院 | 1 | 生徒の安全確保を優先とした上で、災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成26年1月20日 | 協定締結の日～平成26年3月31日 | あり |
| 124 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 学校法人新渡戸文化学園 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成28年1月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 125 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における避難所施設利用に関する協定書 | 東京大学教育学部 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成11年12月9日 | 定めなし～定めなし | |
| 126 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 学校法人宝仙学園 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成20年5月30日 | 定めなし～定めなし | |
| 127 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 学校法人東京工芸大学 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成20年9月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 128 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 学校法人国際学園 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成20年11月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 129 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 東京都立中野工業高等学校 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成25年2月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 130 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | 学校法人中野学園 | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成25年4月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 131 | 総務部防災危機管理課 | 避難所施設利用に関する協定書 | TACグループ | 1 | 災害時における避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成28年12月16日 | 協定締結日～指定管理者として指定された期間終了 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|---------------------------------|------------------------|-----|--|------------|---------------------|----------|
| 132 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人奉慶会 | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成25年8月30日 | 定めなし～定めなし | |
| 133 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人フロレンティア | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成25年8月30日 | 定めなし～定めなし | |
| 134 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人中野区福祉サービス事業団 | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 令和元年7月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 135 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 特別養護老人ホームベタニアホーム | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成17年10月4日 | 定めなし～定めなし | |
| 136 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 特別養護老人ホーム浄風園 | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成17年10月4日 | 定めなし～定めなし | |
| 137 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人ケアネット | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成25年6月20日 | 定めなし～定めなし | |
| 138 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人南東北福祉事業団 | 1 | 災害時における高齢者・障害者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成19年9月20日 | 定めなし～定めなし | |
| 139 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人武蔵野療園 | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成28年6月23日 | 定めなし～定めなし | |
| 140 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における協力体制にかかわる協定 | ユースタイルラボラトリー株式会社 | 1 | 災害時における協力体制について必要な事項を定めること。 | 平成28年8月1日 | 協定締結日～平成29年3月31日 | あり |
| 141 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 株式会社ニチケイパレックス | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 令和3年9月6日 | 定めなし～定めなし | |
| 142 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における高齢者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人東京武専会 | 1 | 災害時における高齢者等を対象として二次避難所として指定し、利用することについて、必要な事項を定めること。 | 令和3年9月13日 | 協定締結日～令和4年3月31日 | あり |
| 143 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 東京都立中野特別支援学校 | 1 | 災害時における障害者等を対象として避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成28年1月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 144 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人東京都知的障害者育成会 | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成25年8月14日 | 協定締結の日～協定締結された期間の終了 | |
| 145 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人正夢の会 | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成26年6月2日 | 協定締結の日～協定締結された期間の終了 | |
| 146 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人正夢の会 | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 令和3年9月13日 | 協定締結の日～協定締結された期間の終了 | |
| 147 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成26年6月2日 | 協定締結の日～協定締結された期間の終了 | |
| 148 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会 | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成27年5月19日 | 協定締結の日～協定締結された期間の終了 | |
| 149 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 特定非営利活動法人わかみやクラブ | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 平成27年5月19日 | 協定締結の日～協定締結された期間の終了 | |
| 150 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定 | 社会福祉法人東京二二一 | 1 | 災害時における障害者等を対象として二次避難所として利用することについて、必要な事項を定めること。 | 令和2年8月19日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|--------------------------------|---------------------------------|-----|--|-------------|----------------------------|----------|
| 151 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 中野のみみ保育園 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成16年10月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 152 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 野方さくら保育園 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成16年10月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 153 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 七海保育園 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成17年5月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 154 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | あけぼの保育園 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成17年5月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 155 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 桃が丘さくら保育園 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成22年12月22日 | 定めなし～定めなし | |
| 156 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | コンビウィズ株式会社 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成23年2月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 157 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における児童等を対象とした避難所施設利用に関する協定書 | 社会福祉法人清心福祉会 | 1 | 災害時における児童等を対象として指定し、利用すること。 | 平成23年2月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 158 | 総務部防災危機管理課 | 輸送拠点施設利用に関する協定書 | 東京都立緑ヶ丘高等学校 | 1 | 災害時における輸送拠点として利用すること。 | 平成28年4月28日 | 定めなし～定めなし | |
| 159 | 総務部防災危機管理課 | 輸送拠点施設利用に関する協定書 | 東京都立富士高等学校 | 1 | 災害時における輸送拠点として利用すること。 | 平成12年2月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 160 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における施設利用の協力に関する協定書 | JN指定管理者共同事業体 | 1 | 災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者の安全を確保するため、施設の一部の提供に際し必要な事項を定めること。 | 平成28年10月21日 | 平成28年4月1日～指定された期間の終了 | |
| 161 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における施設利用の協力に関する協定書 | 株式会社中野サンプラザ | 1 | 災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者の安全を確保するため、施設の一部の提供に際し必要な事項を定めること。 | 平成27年9月8日 | 協定書締結日～平成28年3月31日 | あり |
| 162 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における施設利用にかかわる協定書 | トヨタモビリティ株式会社 | 1 | 災害により交通機関が正常機能を失い、帰宅困難者が発生した場合において、地域の混乱を回避し、帰宅困難者の安全を確保するため、施設の一部の提供に際し必要な事項を定めること。 | 令和3年3月10日 | 協定書締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 163 | 総務部防災危機管理課 | 広域避難場所指定にあたっての協定書 | 京王バス東株式会社 | 1 | 中野営業所車庫用地を含む地域の広域避難場所が円滑に運営され、大地震発生時において延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護することができること。 | 平成25年6月1日 | 都が車庫用地を含む地域を広域避難場所として指定した日 | |
| 164 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における中野区と郵便局との相互協力に関する覚書 | 4者覚書 ①中野郵便局②中野北郵便局③中野区内特定郵便局 | 1 | 区内に発生した地震、その他による災害時において、相互に協力し、必要に応じて円滑に遂行するため。 | 平成11年12月7日 | 定めなし～定めなし | |
| 165 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②学校法人新渡戸文化学園 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めること。 | 令和元年10月21日 | 締結日～1年間 | あり |
| 166 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②学校法人大妻学院 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めること。 | 令和元年10月29日 | 締結日～1年間 | あり |
| 167 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水栓の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②東京都立中野工業高等学校 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他必要な事項を定めること。 | 令和2年1月23日 | 締結日～1年間 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|------------------------------------|--|-----|---|--|------------------------|----------|
| 168 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水柱の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②東京都立鷹宮高等学校 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他の必要な事項を定めること。 | 令和2年1月20日 | 締結日～1年間 | あり |
| 169 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水柱の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②国立大学法人東京大学 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他の必要な事項を定めること。 | 令和2年1月20日 | 締結日～1年間 | あり |
| 170 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水柱の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②学校法人中野学園 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他の必要な事項を定めること。 | 令和2年1月20日 | 締結日～1年間 | あり |
| 171 | 総務部防災危機管理課 | 避難所における応急給水柱の設置及び使用に関する覚書 | 3者覚書 ①東京都②学校法人宝仙学園 | 1 | 災害発生時等における配給管及び給水管の洗浄排水作業並びに災害発生時における応急給水活動を実施するために設置する設備の取扱いについて、設置、使用その他の必要な事項を定めること。 | 令和2年2月3日 | 締結日～1年間 | あり |
| 172 | 総務部防災危機管理課 | 備蓄飲料の無償提供に関する覚書 | キリンビバレッジ株式会社 | 1 | 中野四季の都市エリアアマネジメントへの協力の一環として、区へ無償で提供する備蓄飲料に関して取扱いを定めること。 | 平成25年3月21日 | 覚書締結の日～1年間 | あり |
| 173 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における自販機内在庫商品提供に関する覚書 | 3者覚書 ①キリンビバレッジ株式会社②東京キリンビバレッジ③サントリー株式会社 | 1 | 災害時における中野四季の森公園に設置した自動販売機内在庫商品提供に関する取扱いを定めること。 | 平成25年3月25日 | 自動販売機の設置～の日の日 | 自動販売機の撤去 |
| 174 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における資機材等の提供に関する覚書 | 3者覚書 ①野方警察署②中野土木防炎協力会 | 1 | 災害時に区が行う応急対策活動に際し、中野土木防炎協力会から提供を受ける資機材等について、警察署に提供するための必要な事項を定めること。 | 平成28年12月9日 | 定めなし～定めなし | |
| 175 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における資機材等の提供に関する覚書 | 3者覚書 ①野方警察署②中野土木防炎協力会 | 1 | 災害時に区が行う応急対策活動に際し、中野土木防炎協力会から提供を受ける資機材等について、警察署に提供するための必要な事項を定めること。 | 平成16年11月8日 | 定めなし～定めなし | |
| 176 | 総務部防災危機管理課 | 災害時の物資供給及び街頭消火器の設置協力に関する覚書 | 株式会社セブーン・イレブ ン・ジャパン | 1 | 災害が発生した場合の、被災住民等を救助するための物資の調達及び供給等に関すること。 | 平成28年10月31日 | 平成28年10月31日～平成29年3月31日 | あり |
| 177 | 総務部防災危機管理課 | 災害時における区民の生活用水確保のための手動式ポンプ設置に関する協定 | 区民192名 | 192 | 井戸水を災害時に地域住民の生活用水として使用するため。 | 昭和63年3月1日～令和3年10月22日 | 定めなし～定めなし | |
| 178 | 総務部防災危機管理課 | 協定書 | 東京都立中野特別支援学校 校長 | 1 | 防災行政無線戸別受信機設置に当たり、負担すべき光熱水費に関すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 179 | 総務部防災危機管理課 | 中野区防災行政無線システム設置に関する覚書 | 株式会社NTTドコモ | 1 | 防災行政無線システムについて、責任の明確化を図ること。 | 令和4年8月1日 | 令和4年8月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 180 | 総務部防災危機管理課 | 東京都防災行政無線局設置に関する協定書 | 東京都 | 1 | 災害対策に係る事務及び行政事務に相互に緊密な連携を図るための東京都防災行政無線局の設置及び管理運用等に関すること。 | 昭和53年9月1日 | 昭和53年9月1日～昭和54年3月31日 | あり |
| 181 | 総務部防災危機管理課 | 中野区消火器あっせん事業に関する協定書 | ①株式会社車新エンジン アリング②高千穂防災工業株式会社③有限会社新山防災 | 3 | 区民に対する家庭用消火器の販売及び廃消火器の引取処分、住宅用消火器の設置及び取付けに必要事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 182 | 総務部防災危機管理課 | 中野区防災用品あっせん事業に関する協定書 | 社会福祉法人東京コロ ニー | 1 | 区民向けに防災用品を安価で転売する事業に必要事項を定めること。 | 令和4年7月1日 | 令和4年7月1日～令和5年6月30日 | |
| 183 | 総務部防災危機管理課 | 地下貯水槽の設置及び維持管理に関する協定書 | ①区民A②区民B③区民 C④区民D | 4 | 騒音軽減消火ポンプの消火用水としての貯水槽を設置することによって、災害時における初期消火態勢の充実を図ること。 | ①昭和55年8月20日 ②昭和57年3月12日 ③昭和58年2月17日 ④昭和58年2月17日 | 定めなし～定めなし | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|-----------------|--------------------------------|---|-----|--|-------------|--------------------|----------|
| 184 | 総務部防災危機管理課 | 防災資材倉庫の設置及び維持管理に関する協定書 | ①マンション管理組合6 ②宗教法人等3 ③事業所等2 3者協定 ④警視庁中野警察署②警視庁野方警察署 | 11 | 軽可搬消火ポンプ及びその他の防災資機材の保管場所として倉庫を設置することにより、災害時における初期消火機勢の充実と、地域防災住民組織の活動拠点を確保すること。 | | 定めなし～定めなし | |
| 185 | 総務部防災危機管理課 | 中野区自動通話録音機貸与事業の運用に関する協定 | 3者協定 ①警視庁中野警察署②警視庁野方警察署 | 1 | 特殊詐欺を防止し、区民が安心して生活を送ることができている地域社会の形成に寄与すること。 | 令和2年7月3日 | 締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 186 | 総務部防災危機管理課 | 中野区サイバーセキュリティに関する協定書 | 4者協定 ①東京商工会議所中野支部 ②警視庁中野警察署③警視庁野方警察署 | 1 | 区民及び区内に所在する中小企業者におけるサイバーセキュリティ意識の向上及びサイバー犯罪(攻撃を含む。)による被害の防止を図ること。 | 平成30年12月12日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 187 | 総務部防災危機管理課 | 危険ドラッグ対策等に関する覚書 | 5者協定 ①警視庁中野警察署②警視庁野方警察署③公益社団法人東京都宅建物件取引協会中野区支部④公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野杉並支部 | 1 | 危険ドラッグその他の規制薬物の売買、振り込み詐欺をはじめとするとする特殊詐欺等、区民の平穏な生活を脅かす犯罪を防止し、安全で安心なまちづくりを推進すること。 | 平成27年3月17日 | 定めなし～定めなし | |
| 188 | 総務部防災危機管理課 | 中野区における治安向上の取組に関する覚書 | 3者協定 ①中野警察署②野方警察署 | 1 | 中野区における治安向上の取組に関し、協働して取組を推進すること。 | 平成24年8月17日 | 定めなし～定めなし | |
| 189 | 総務部DX推進室情報システム課 | 中野区における区民ICT利活用支援事業に関する覚書 | 公益社団法人中野区シルバー人材センター | 1 | ICTに関する専門教育機関、又はパソコン講習会の実施団体として保有している人的、知的、物的資源を有効活用することで、区民のICTリテラシーの向上を推進し、区民生活の利便性向上に寄与すること。 | 平成23年9月7日 | 覚書成立の日～平成24年3月31日 | あり |
| 190 | 総務部DX推進室情報システム課 | 中野区における区民ICT利活用支援事業に関する覚書 | 公益社団法人中野区人会 | 1 | ICTに関する専門教育機関、又はICT講習会の実施団体として保有している人的、知的、物的資源を有効活用することで、区民のICTリテラシーの向上を推進し、区民生活の利便性向上に寄与すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 191 | 総務部DX推進室情報システム課 | 区民ICT利活用支援事業に関する覚書 | 専門学校東京テクニカルカレッジ | 1 | ICTに関する専門教育機関、又はICT講習会の実施団体として保有している人的、知的、物的資源を有効活用することで、区民のICTリテラシーの向上を推進し、区民生活の利便性向上に寄与すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 192 | 総務部DX推進室情報システム課 | 地域BWAシステムの整備及び公共サービスに関する協定 | JASPAS株式会社 | 1 | 高速データ通信システムを利用した公共サービスを実現し、地域住民等の利便性の向上に資する基盤の1つである、区における地域広帯域移動無線アクセシビリティの整備について、双方の連携に必要な事項を定め、もって公共の福祉の増進に寄与すること。 | 平成30年3月8日 | 協定締結の日～1年間 | あり |
| 193 | 総務部DX推進室情報システム課 | 電気通信事業用回線及び関連設備の提供に関する覚書 | JASPAS株式会社 | 1 | 相手方の無線通信回線及び通信機器等を区に提供し、区が災害時の連絡手段等として使用すること。 | 平成30年8月22日 | 覚書締結の日～1年間 | あり |
| 194 | 総務部DX推進室情報システム課 | 中野区と日本マイクログロフト株式会社とのDX推進連携協定 | 日本マイクログロフト株式会社 | 1 | 相互に緊密に連携しながら、双方の資源を有効に活用した官民協働による活動を推進することにより、区のDX推進の取組を一層加速させ、行政事務の効率化及び区民サービスの向上を図ること。 | 令和4年7月29日 | 協定締結の日～令和7年3月31日 | |
| 195 | 総務部DX推進室情報システム課 | 都区市町村情報セキュリティ利用に関する協定書 | 東京都 | 1 | 都が構築し、及び運用する都区市町村情報セキュリティクラウドを区が利用すること。 | 平成29年5月26日 | 締結の日～平成30年3月31日 | あり |
| 196 | 総務部DX推進室情報システム課 | 協定書 | 東京都 | 1 | 中野区総合庁舎の使用及び維持管理並びにこれらに伴う諸経費分担に関すること。 | 平成18年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 197 | 総務部DX推進室情報システム課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の庁舎建設事業に関する覚書 | 東京都建設局 | 1 | 建設事業の実施に当たり、双方の事業の適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 平成27年10月15日 | 定めなし～定めなし | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|-----------------|---|---------------------------------|-----|---|-------------|-----------------|----------|
| 198 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に関する基本協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業の実施に当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 平成28年11月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 199 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業用地の測量の施行に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 平成28年度実施する建替事業用地の測量の施行に関すること。 | 平成28年11月16日 | 定めなし～定めなし | |
| 200 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に係る建設支援アトハイザリー業務委託に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 平成29年から平成31年度にかけて実施する建替事業に係る建設支援アトハイザリー業務委託を実施するに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 平成29年6月9日 | 定めなし～定めなし | |
| 201 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に関する基本設計等業務施行協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業に係る中野区新庁舎整備基本設計等の業務を実施するに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 平成30年1月17日 | 定めなし～定めなし | |
| 202 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に関する費用負担協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業を適正かつ円滑に遂行するため、事業の費用負担を定めること。 | 平成30年3月20日 | 定めなし～定めなし | |
| 203 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に関する事業者選考委員会に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業を実施するに当たり、適正かつ円滑に事業者を選考するために設置する事業者選考委員会に関する事項を定めること。 | 平成31年4月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 204 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に関する実施設計・施工業務に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業に係る中野区新庁舎整備実施設計・施工業務を実施するに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 令和2年3月19日 | 定めなし～定めなし | |
| 205 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に係るコンストラクション・マネジメント業務委託に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業に係るコンストラクション・マネジメント業務委託を行うに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 令和2年3月19日 | 定めなし～定めなし | |
| 206 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に係る設計意図伝達等業務委託に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業に係る設計意図伝達等業務委託を実施するに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 令和1年8月22日 | 定めなし～定めなし | |
| 207 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に係る工事監理業務委託に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業に係る工事監理業務委託を行うに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 令和2年11月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 208 | 総務部DX推進室新区役所整備課 | 中野区役所及び東京都第三建設事務所の合同庁舎建設事業に係る新庁舎オアフェイス環境整備等業務委託に関する協定 | 東京都建設局 | 1 | 建替事業に係る新庁舎オアフェイス環境整備等業務委託を行うに当たり、適正かつ円滑な遂行を図ること。 | 令和3年6月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 209 | 区民部区民文化国際課 | 災害時の法律相談事業についての協定書 | 中野区法曹会 | 1 | 地域防災計画に基づき区が行う法律相談事業に対する協力に関し、必要な事項を定めること。 | 平成12年5月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 210 | 区民部区民文化国際課 | 中野区相続登記手続相談事業の実施に関する協定書 | 東京司法書士会中野支部 | 1 | 不動産の相続登記が義務化されることに伴い、司法書士による相続登記に係る相談を実施することにより、相談体制を拡充し、もって区民サービスの向上を図ること。 | 令和4年6月17日 | 協定締結日～令和5年3月31日 | あり |
| 211 | 区民部区民文化国際課 | 覚書 | ①東京司法書士会中野支部 ②東京土地家屋調査士会中野支部 | 2 | 司法書士・土地家屋調査士の業務に関する相談の場を設けることにより、相談事業等の充実を図ることに資すること。 | 平成31年4月1日 | 締結の日～1年間 | あり |
| 212 | 区民部区民文化国際課 | 覚書 | 東京都行政書士会中野支部 | 1 | 行政書士の業務に関する相談の場を設けることにより、相談事業等の充実を図ることに資すること。 | 平成31年4月1日 | 締結の日～1年間 | あり |
| 213 | 区民部区民文化国際課 | 覚書 | 東京都社会保険労務士会中野・杉並支部 | 1 | 社会保険労務士の業務に関する相談の場を設けることにより、相談事業等の充実を図ることに資すること。 | 平成31年4月1日 | 締結の日～1年間 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|---------------------|---|--|-----|--|--------------------------|------------------------------|----------|
| 214 | 区民部文化国際課 | 中野区本町二丁目18番12号所在 中野区No.72遺跡の発掘調査に関 する協定書 | 3者協定 ①株式会社三起②トキオ 文化財株式会社 | 1 | 埋蔵文化財の取扱いについての措置及び発掘調査の実 施方法、実施スケジュール、経費負担、出土品の整理 及び調査報告書刊行作業について定めること。 | 令和4年7月27日 | 令和4年7月27日～ 令和5年4月28日 | |
| 215 | 区民部戸籍住民課 | 中野区遺族のための手続ガイド 官民協働発行に関する協定書 | 株式会社鎌倉新書 | 1 | 死亡届提出後の遺族の事務手続等に関する情報をより 分かりやすく提供するため、遺族のための手続ガイド の発行に関すること。 | 令和4年9月1日 | 令和4年9月1日～ 令和6年4月30日 | あり |
| 216 | 区民部税務課 | 覚書 | 3者覚書 ①一般社団法人青色申告 会②公益社団法人中野法 人会 | 1 | 区に対して封筒を寄贈すること。 | 令和3年12月28日 | 定めなし～ 令和5年3月31日 | |
| 217 | 区民部税務課 | 令和4年分所得税及び復興特別 所得税確定申告関係書類等の発 送等費用の負担に関する協定書 | 東京国税局総務部次長 | 1 | 国、都県及び市区町村の三税協力関係により共同実施 する、所得税等確定申告関係書類等の発送等業務につ いて、契約の方法と発送等費用の精算方法を定めるも の。 | 令和4年5月16日 | 定めなし～ 定めなし | |
| 218 | 区民部保険医療課 | 東京都後期高齢者医療広域連合 の国保データベースシステム使用 に伴う各種データの相互利用 に関する協定書 | 東京都後期高齢者医療広 域連合 | 1 | 国保データベースシステムにおいて、健康診査、医 療、介護のデータを、相互に適切かつ円滑に利用する に際し、必要な事項を定めること。 | 令和2年4月1日 | 協定の締結の日～ 令和3年3月31日 | あり |
| 219 | 区民部保険医療課 | 療養費指定公費処理委託業務協 定書 | 東京都国民健康保険団体 連合会 | 1 | 特例措置対象被保険者等が平成20年4月1日から平成31 年3月31日までの間に受けた療養について、療養費又は 特別療養費の支給申請があった場合において、その一 部負担金等の一部に相当する額に係る審査支払事務の 取扱いについて必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 | |
| 220 | 区民部保険医療課 | 覚書 | 東京都国民健康保険団体 連合会 | 1 | 療養費指定公費処理業務を遂行するために必要の ある業務に関して、委託することに関すること。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～ 定めなし | |
| 221 | 区民部産業振興課 | 小規模事業者経営改善資金に係 る利子補給事務の取扱に関する 協定 | 東京商工会議所 | 1 | 小規模事業者経営改善資金利子補給金交付事務を円滑 に遂行するため、必要な事項を定めるもの。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 | あり |
| 222 | 区民部産業振興課 | 小規模事業者経営改善資金(新型 コロナウイルス感染症に係る特 例適用)に係る利子補給事務の取 扱に関する協定 | 東京商工会議所 | 1 | 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス感染に 係る特例適用)利子補給金交付事務を円滑に遂行するた め、必要な事項を定めるもの。 | 令和3年1月1日 | 令和3年1月1日～ 令和3年12月31日 | あり |
| 223 | 区民部産業振興課 | 令和4年度中野・杉並・豊島アニ メ等地域ブランディング事業に 関する協定書 | 中野・杉並・豊島アニメ 等地域ブランディング事 業実行委員会 | 1 | 令和4年度アニメ等(マンガ、アニメ、サブカル)を活用 した地域ブランディング事業について、必要な事項を 定めること。 | 令和4年4月27日 | 協定締結日～ 令和5年3月31日 | |
| 224 | 区民部産業振興課 | 農地台帳の適正管理等に係る情 報提供に関する協定 | 東京都 | 1 | 区が備える農地台帳の適正管理及び所管事務の円滑な 遂行に当たり、土地台帳の情報の提供を行うこと。 | 平成27年2月13日 | 平成27年2月13日～ 定めなし | |
| 225 | 子ども教育部子ども・ 教育政策課 | 「中野区子どもと子育て家庭の 実態調査」データ利用に関する 覚書 | 東京都立大学法人 | 1 | 子どもの実生活実態や健全な育成環境の向上等に資す るため、「中野区子どもと子育て家庭の実態調査(令和元 年8月実施)」の結果及びビデオフィタの利用、公表につい て必要な事項を定めること。 | 令和2年7月22日 | 覚書取り交わしの 日 ～ 令和3年3月31日 | あり |
| 226 | 子ども教育部子ども・ 教育政策課 | 東京都子どもと生活実態調査 2022に係る研究協力に関する協 定書 | 東京都立大学法人 | 1 | 「東京都子どもと生活実態調査2022」の実施に当た り、必要な協力を行うもの。 | 令和4年8月31日 | 令和4年10月1日～ 令和6年9月30日 | |
| 227 | 子ども教育部保育園・ 幼稚園課 | ベビシッター利用支援事業(ベ ビシッター事業者連携型)に関 する協定書 | 3者協定 ①東京都②公益社団法人 全国保育サービス協会 | 1 | ベビシッター利用支援事業(ベビシッター事業者連 携型)の実施に当たり、事務分担及び費用負担等につい て定め、もって事業を円滑に実施すること。 | 令和4年3月30日 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 | |
| 228 | 子ども教育部保育園・ 幼稚園課 | 中野区休日保育事業の実施に関 する覚書 | 社会福祉法人青柳保育会 | 1 | 休日保育事業の実施に関すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～ 令和5年3月31日 | |
| 229 | 子ども教育部保育園・ 幼稚園課 | (仮称)中野ひまわり保育園(他37 園)の設置及び運営に関する基本 協定書 | 株式会社P H C 他37者 | 38 | 新園の設置及び運営を行うに当たっての基本となる事 項を定めることにより、募集要項において応募条件等 とした事項並びに当該募集において提案した内容の適 正かつ確実な実施を確保すること。 | 平成28年4月22日～ 令和4年8月10日 | 定めなし～ 定めなし | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|----------------|--|---|-----|---|-------------------------|--------------------|----------|
| 230 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | 東京都認証保育園アカデミーあらいやくし保育園(他4園)の認可保育所への移行及び運営に関する基本協定書 | 株式会社小学館集英社ブロードアクション他4者 | 5 | 現園の認可保育所への移行及び移行した認可保育所の運営を定めることにより、移行する際の要件及び移行後の施設条件とした事項並びに当該事業において提案した内容の適正かつ確実な実施を確保すること。 | 平成30年9月28日～令和3年5月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 231 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | (仮称)ゆめのいろ保育園中野(他2園)の設置に関する基本協定書 | 株式会社絶対好調他2者 | 3 | 新園の設置を行うに当たっての基本となる事項を定めることにより、募集要項において応募条件等とした事項並びに当該募集において提案した内容の適正かつ確実な実施を確保すること。 | 平成28年11月14日～平成29年11月17日 | 定めなし～定めなし | |
| 232 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | (仮称)東中野五丁目保育園(他6園)の設置及び運営等に関する基本協定書 | 社会福祉法人龍美他6者 | 7 | 新園の設置及び運営を行うに当たっての基本となる事項を定めることにより、募集要項において応募条件等とした事項並びに当該募集において提案した内容の適正かつ確実な実施を確保すること。 | 平成19年6月1日～平成28年12月28日 | 定めなし～定めなし | |
| 233 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | (仮称)南台保育園(他9園)の設置及び運営等に関する基本協定書 | 社会福祉法人ユニコリ福祉会他9者 | 10 | 現園(仮設園舎)の運営を委託するに当たって、また、新園の設置及び運営を行うに当たっての基本となる事項を定めることにより、募集要項において応募条件等とした事項並びに当該募集において提案した内容の適正かつ確実な実施を確保すること。 | 平成29年10月30日～令和3年1月26日 | 定めなし～定めなし | |
| 234 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | U18上高田跡地を活用した認可保育所及び放課後児童健全育成事業設置運営に関する基本協定書 | ライクアカデミー株式会社 | 1 | U18上高田跡地において事業実施するに当たっての基本となる事項を定めることにより、募集要項において応募条件等とした事項並びに当該募集において提案した内容の適正かつ確実な実施を確保すること。 | 平成30年3月30日 | 定めなし～定めなし | |
| 235 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | なかみなみなみコスモ保育園(他5園)の定員拡充に関する協定書 | ①株式会社コスモス②社会福祉法人聖オデリアホーム③株式会社小学館集英社ブロードアクション④学校法人常盤学園⑤株式会社チャイルドビジョン⑥社会福祉法人南光会 | 6 | 保育所の運営を行うに当たって、待機児童の解消のために行う定員拡充の適正かつ確実な実施を確保すること。 | 令和2年8月26日～令和2年9月8日 | 定めなし～定めなし | |
| 236 | 子ども教育部保育園・幼稚園課 | 中野打越保育園(他11園)の区有地賃付料にかかるとの覚書 | 社会福祉法人青柳保育園他11者 | 12 | 区有地に設置する保育園にかかる区有地賃付料を保育の質の向上を図るために無償化するに当たり、区有地賃付料の無償化相当額の活用方法を定めることにより、確実に保育の質の確保に向けた取組を推進すること。 | 令和2年3月23日～令和4年3月10日 | 定めなし～定めなし | |
| 237 | 子ども教育部子育て支援課 | 仲町保育園及び仲町保育園病後児保育室の運営事業者の連携にかかるとの覚書 | 3者協定 ①社会福祉法人尚徳福祉会②ライフサポート株式会社 | 1 | 仲町保育園にて病後児保育室への給食提供、病後児保育事業及び病後児保育室賃借を履行するに当たり、相互の連携内容を定めることにより、適正かつ安全な業務運営を確保すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 238 | 子ども教育部子育て支援課 | 生理用品無料配布システム(OiTr)の導入に関する協定書 | オイテル株式会社 | 1 | 区の施設に生理用品無料配布システム(OiTr)を設置することで、子育て家庭の母親の健康維持及びジェンダーギャップの解消、さらなる区民サービス向上を図るため、地域ニーズの迅速かつ適切に対応した必要事項を定めること。 | 令和3年6月16日 | 協定締結の日～令和6年4月30日 | あり |
| 239 | 子ども教育部子育て支援課 | 東京都が実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関する協定書 | 東京都 | 1 | 都が実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を、区内の小児慢性特定疾病児童等が利用するに当たっての区の経費負担方法等について、必要な事項を定めること。 | 令和4年3月31日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 240 | 子ども教育部子ども若者相談課 | 中野区子ども配食事業の実施に関する協定書 | 東都生活協同組合 | 1 | 児童の養育に課題を抱える家庭に対して食事を配達する事業の実施に必要事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 241 | 子ども教育部子ども若者相談課 | 中野区子ども配食事業の実施に関する協定書 | 株式会社タフイ | 1 | 児童の養育に課題を抱える家庭に対して食事を配達する事業の実施に必要事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 242 | 子ども教育部児童福祉課 | 児童福祉施設の入所措置に関する協定書 | 7者協定 ①東京都②世田谷区③江戸川区④荒川区⑤港区⑥板橋区 | 1 | 児童福祉施設への児童の入所措置の調整及び措置費支弁事務の円滑化を図るために必要な基本的事項を定めること。 | 令和4年7月1日 | 定めなし～定めなし | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|----------------------|---|---|-----|---|-------------|-----------------------------|----------|
| 243 | 子ども教育部児童福祉課 | 社会的養護に係る補助金の費用負担等に関する協定書 | 東京都 | 1 | 社会的養護に係る補助金の交付に関して、事務手続の簡素化と効率化を図るため、都が取りまとめて交付事務を行うために必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 244 | 子ども教育部児童福祉課 | 社会的養護に係る東京都が実施する事業の利用に関する協定書 | 東京都 | 1 | 都が実施する社会的養護に係る事業を区が利用すること。際しての経費負担方法等、必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 245 | 子ども教育部児童福祉課 | 令和4年度実施の児童自立支援施設の新築、改築、増改築及び大規模修繕に係る費用負担等に関する協定書 | 東京都 | 1 | 都が実施する児童自立支援施設の大規模修繕等に係る経費の費用負担等に関し、必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 246 | 子ども教育部児童福祉課 | 児童自立生活援助の実施に関する協定書 | 7者協定 ①東京都②世田谷区③江 戸川区④荒川区⑤港区⑥ 板橋区 | 1 | 児童自立生活援助の実施に当たり、事業者への児童等 の委託及び委託費の支弁事務の円滑化を図るために、 必要な事項を定めること。 | 令和4年7月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 247 | 子ども教育部児童福祉課 | 東京都と特別区間における一時 保護所の相互利用に関する協定 書 | 16者協定 ①東京都各児童相談10 所②世田谷区③江戸川区 ④荒川区⑤港区⑥板橋区 児童相談所 | 1 | 東京都児童相談所と特別区児童相談所が相互の一時保 護所を利用することにより、一時保護を実施する児童 への有効かつ適切な援助を実施すること。 | 令和4年7月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 248 | 子ども教育部児童福祉課 | 里親委託措置等に関する協定書 | 7者協定 ①東京都②世田谷区③江 戸川区④荒川区⑤港区⑥ 板橋区 | 1 | ファミリーホーム又は里親へ児童の委託措置の調整及 び措置費支弁事務の円滑化並びに里親が転居した場合 における取扱いについて必要な事項を定めること。 | 令和4年7月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 249 | 子ども教育部児童福祉課 | 里親支援に係る各種事業の共同 実施に関する協定書 | 東京都 | 1 | 里親支援に係る各種事業を共同実施するに当たり、事 務処理の簡素化のため、同一の委託事業者に対する契 約手続を共同で行う際に必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 250 | 子ども教育部児童福祉課 | 里親支援に係る各種事業の共同 実施に伴う費用負担に関する覚 書 | 東京都 | 1 | 里親支援に係る各種事業の共同実施に伴う費用負担に 関すること。 | 令和4年10月19日 | 令和4年4月1日～定めなし | |
| 251 | 子ども教育部児童福祉課 | 新生児委託推進事業の利用に関 する協定 | 東京都 | 1 | 都が実施する新生児委託推進事業を区が利用するため に必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 252 | 子ども教育部児童福祉課 | 東京都児童相談センター治療指 導事業及び家族再統合のための援 助事業の利用に関する協定 | 東京都児童相談センター | 1 | 都が実施する治療指導事業及び家族再統合のための援 助事業を区が利用するために必要な事項を定めるこ と。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 253 | 子ども教育部児童福祉課 | 児童虐待対応の連携強化に関す る協定書 | 警視庁生活安全部少年育 成課 | 1 | 児童虐待対応の連携強化に関すること。 | 令和4年1月31日 | 令和4年4月1日～定めなし | |
| 254 | 子ども教育部児童福祉課 | 児童虐待対応の連携強化に関す る覚書 | 4者協定 ①警視庁中野警察署②警 視庁野方警察署③警視庁 戸塚警察署 | 1 | 児童虐待対応の連携強化に関すること。 | 令和4年1月31日 | 令和4年4月1日～定めなし | |
| 255 | 子ども教育部児童福祉課 | 協定書 | 社会福祉法人カリヨン子 どもセンター | 1 | 個別具体的な児童保護ケースの解決のために、相互の 密接な連携協力に関すること。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 256 | 地域支えあい推進部地 域活動推進課 | 中野三丁目高齢者施設の設置及 び運営に関する基本協定書 | 社会福祉法人奉慶会 | 1 | 施設の設置及び運営を行うに当たっての基本となる事 項を定めることにより、募集要項において応募条件と した事項並びに当該募集において提案した内容の適正 かつ確実な実施を確保すること。 | 令和3年7月15日 | 協定の締結日～ 用地の賃貸借契約 の終了時 | |
| 257 | 地域支えあい推進部地 域活動推進課 | 行政による支援を必要とする者 に係る情報の提供に関する協定 | 東京都 | 1 | 行政による支援が必要と思われる者に関する情報の提 供に関し必要な事項を定めることにより、要支援者の 早期把握を図り、もって必要な支援を適切に行うこ と。 | 平成26年9月1日 | 締結日～定めなし | |
| 258 | 地域支えあい推進部地 域活動推進課 | 「支援を必要とする人の支えあい 活動」に関する覚書 | 株式会社セブーン・イレブ ン・ジャパン | 1 | 高齢者の見守り活動支援等の支えあい活動に関し、相 互の連携と協働による活動を推進することで区民が安 心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与す ること。 | 平成28年10月31日 | 覚書の締結の日～平成29年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------------|---|--|-----|--|-------------|-------------------|----------|
| 259 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 中野区と中野区内郵便局との地域における協力に関する協定書 | 日本郵便株式会社中野郵便局 | 1 | 地域において双方の資源を有効に活用して連携し、高齢者等を含む地域の誰もが、安心して快適に暮らせるまちづくりの推進することにより、区民の福祉向上に資すること。 | 平成29年3月24日 | 締結日～平成30年3月31日 | あり |
| 260 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 生活協同組合コープみらい | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 平成30年3月19日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 261 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 生活協同組合バルジシステム東京 | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 平成30年3月19日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 262 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 東都生活協同組合 | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 平成30年3月19日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 263 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 北東京生活クラブ生活協同組合 | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 平成30年3月19日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 264 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 中野区と東京都住宅供給公社との都営住宅、公社住宅等の居住者の安否確認に係る緊急時対応についての連携・協力に関する協定書 | 東京都住宅供給公社 | 1 | 区民の安心・安全な生活を確保するため、都営住宅、公社住宅等の居住者の安否確認に係る緊急時対応について連携・協力体制の強化を図ること。 | 平成30年9月10日 | 協定締結の日～1年間 | あり |
| 265 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 東京電力パワーグリッド株式会社 | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 平成30年12月12日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 266 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 4者協定 ①みずほ銀行中野支店②みずほ銀行中野北口支店③みずほ銀行鷺宮支店 | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 令和元年10月17日 | 協定締結の日～令和2年3月31日 | あり |
| 267 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 東京ヤクルト販売株式会社 | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 令和3年12月7日 | 協定締結の日～令和4年3月31日 | あり |
| 268 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 高齢者等の見守りに関する協定書 | 公益社団法人中野区シルバー人材センター | 1 | 高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進することを目的に、協力体制を確立し、高齢者等に対する見守り活動を実施することに関して、必要な事項を定めること。 | 令和4年3月22日 | 協定締結の日～令和5年3月31日 | あり |
| 269 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 地域支えあい活動の実施に係る個人情報取扱いに関する協定書 | 中野区民生児童委員協議会 | 1 | 支えあい活動の実施に当たり提供する名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する管理・利用について、必要な事項を定めること。 | 平成24年1月13日 | 定めなし～定めなし | |
| 270 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 地域支えあい活動の実施に係る個人情報取扱いに関する協定書 | 中野警察署 | 1 | 支えあい活動の実施に当たり提供する見守り対象者名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する管理・利用について、必要な事項を定めること。 | 平成30年12月17日 | 協定締結の日～1年間 | あり |
| 271 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 地域支えあい活動の実施に係る個人情報取扱いに関する協定書 | 野方警察署 | 1 | 支えあい活動の実施に当たり提供する見守り対象者名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する管理・利用について、必要な事項を定めること。 | 平成30年12月17日 | 協定締結の日～1年間 | あり |
| 272 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 地域支えあい活動の実施に係る個人情報取扱いに関する協定書 | 中野消防署 | 1 | 支えあい活動の実施に当たり提供する見守り対象者名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する管理・利用について、必要な事項を定めること。 | 平成30年12月17日 | 協定締結の日～1年間 | あり |
| 273 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 地域支えあい活動の実施に係る個人情報取扱いに関する協定書 | 野方消防署 | 1 | 支えあい活動の実施に当たり提供する見守り対象者名簿の対象者の範囲、提供時期及び名簿に関する管理・利用について、必要な事項を定めること。 | 平成30年12月17日 | 協定締結の日～1年間 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|--------------------|---|--|-----|--|------------|--------------------|----------|
| 274 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 中野区におけるWEBサービス「ためまっぴ」を活用した情報発信に係る相互協力に関する覚書 | ためま株式会社 | 1 | 区内において開催される各種催事の情報を適時かつ広く発信するための相互協力に関する基本事項を定めること。 | 令和4年9月12日 | 覚書締結日～令和4年11月30日 | |
| 275 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 区民の町会・自治会への加入促進に関する取り組みについての基本協定 | 3者協定 ①公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部②中野区町会連合会 | 1 | 区民の町会・自治会への加入促進に向けて相互に協力して取り組むための、必要な事項を定めること。 | 平成27年3月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 276 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 区民の町会・自治会への加入促進に関する取り組みについての基本協定 | 3者協定 ①公益社団法人全日本不動産協会東京本部中野区支部・杉並支部②中野区町会連合会 | 1 | 区民の町会・自治会への加入促進に向けて相互に協力して取り組むための、必要な事項を定めること。 | 平成27年3月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 277 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 中野区町会連合会と中野区の協働によるまちづくりパートナーシップ協定書 | 中野区町会連合会 | 1 | 協働して「まちの仲間との支えあい、まちの仲間との心あひ、まちの仲間との安心安全」の実現のため、環境美化、子どもたちの健全育成、高齢者の生活支援、防災活動、災害への備え、さらには震災などの有事の際の助け合い、支えあいなどの、まちづくりにおける様々な地域課題の解決を図る取組を進めること。 | 令和2年6月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 278 | 地域支えあい推進部地域活動推進課 | 災害時の協力体制にかかわる協定 | 【中野区地域包括支援センター受託者】①社会福祉法人ケアネット②社会福祉法人慈生会③社会福祉法人中野区福祉サービス事業団④社会福祉法人アールデン⑤社会福祉法人春慶会⑥社会福祉法人武蔵野学園 【中野区障害者相談支援事業所受託者】⑦社会福祉法人中野あいいく会⑧社会福祉法人正夢の会⑨特定非営利活動法人リトルボケット⑩特定非営利活動法人わかみやクラブ | 10 | 災害時における応急対策活動の協力に関すること。 | 平成30年5月28日 | 協定締結の日～平成31年3月31日 | あり |
| 279 | 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課 | 中野区地域包括支援センター業務支援事業に関する協定書 | 4者協定 ①東京弁護士会②第一東京弁護士会③第二東京弁護士会 | 1 | 地域包括支援センター業務に係る法的課題を解決することと、その結果を蓄積することにより、地域福祉の推進及び高齢者の権利擁護に寄与すること。 | 令和2年3月11日 | 令和2年4月1日～令和3年3月31日 | あり |
| 280 | 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課 | 認知症アウトリーチチームに関する協定書 | 社会福祉法人浴風会病院 | 1 | 区が配置する認知症支援コーディネーター及び認知症地域支援推進員と、相手方が配置する認知症アウトリーチチームが相互に協力し、認知症患者医療センターの事業を適正かつ円滑に実施すること。 | 令和3年4月9日 | 令和3年4月9日～令和4年3月31日 | あり |
| 281 | 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課 | 感染症影響下における見守り・支援に係る協定書 | 明治安田生命保険相互会社 | 1 | 新型コロナウイルス感染症感染影響下における地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、区民の安全や安心の確保や見守りや支援が必要な区民へのアプローチの強化し、区民サービスの向上を図ること。 | 令和3年5月20日 | 協定締結日～令和4年3月31日 | あり |
| 282 | 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課 | 連携事業に関する覚書 | 帝京平成大学 | 1 | 「令和2年度(2020年度)暮らしの状況と意識に関する調査」のデータを用いた社会的孤立の実態とその問題点についての解析事業を行うこと。 | 令和4年9月1日 | 覚書締結の日～令和9年3月31日 | あり |
| 283 | 地域支えあい推進部介護・高齢者支援課 | 中野区介護保険特別給付履具乾燥サービスに係る協定書 | アースサポート株式会社 | 1 | 常時介護を要する高齢者が使用する履具の乾燥等のサービスを行うに当たり、これに必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 284 | 地域支えあい推進部介護・高齢者支援課 | 中野区介護保険特別給付訪問理美容サービスに係る協定書 | ①東京都理容生活衛生同業組合②中野美容協同組合 | 2 | 常時介護を要する高齢者の居宅において理美容サービスを行うに当たり、これに必要な事項を規定すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|--------------|---|---------------------------------------|-----|--|--|----------------------------|----------|
| 285 | 中部すこやか福祉センター | 中部すこやか障害者相談支援事業所の委託外事業に関する協定 | 社会福祉法人中野あいひく | 1 | 中部すこやか障害者相談支援事業所の実施するために必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 286 | 北部すこやか福祉センター | 協定書 | 中野野方五郵便局 | 1 | 郵便局舎にかかる共益費について定めること。 | 平成26年4月1日 | 平成26年4月1日～平成27年3月31日 | あり |
| 287 | 北部すこやか福祉センター | 協定書 | 野方ウィズ管理組合 | 1 | 管理費及び特別修繕費について定めること。 | 平成25年4月1日 | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | あり |
| 288 | 北部すこやか福祉センター | 中野区子育て情報誌の官民協働発行に関する協定書 | 株式会社ジジタイアド | 1 | 区民の子育てに役立つ情報をより分かりやすく提供するため、子育て情報誌を協働して制作すること。 | 令和4年5月18日 | 協定締結の日～ | |
| 289 | 北部すこやか福祉センター | 中野区立高齢者福祉センター廃止後の施設活用に関する基本協定書 | 社会福祉法人フロンティア | 1 | 協が正高齢者福祉センター廃止後施設の賃貸借契約の締結へ向けた双方の義務を定めることにも、同施設の活用に関する合意事項について定め、同施設を活用し実施する事業の円滑な実施を確保すること。 | 平成30年3月16日 | 協定の締結日～賃貸借契約の終了時 | |
| 290 | 北部すこやか福祉センター | 北部すこやか障害者相談支援事業所の委託外事業に関する協定書 | 特定非営利活動法人わかみヤクラブ | 1 | 北部すこやか障害者相談支援事業所の委託外事業を実施するために必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 291 | 南部すこやか福祉センター | 中野区立高齢者福祉センター廃止後の施設活用に関する基本協定書 | 社会福祉法人奉慶会 | 1 | 弥生高齢者福祉センター廃止後施設の賃貸借契約の締結へ向けた双方の義務を定めることにも、同施設の活用に関する合意事項について定め、同施設を活用し実施する事業の円滑な実施を確保すること。 | 平成30年3月16日 | 協定の締結日～賃貸借契約の終了時 | |
| 292 | 南部すこやか福祉センター | 南部すこやか障害者相談支援事業所の委託外事業に関する協定書 | 非営利活動法人リトルボケッツ | 1 | 南部すこやか障害者相談支援事業所の実施するために必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 293 | 鷲宮すこやか福祉センター | 覚書 | 3者覚書 ①社会福祉法人中野区社会福祉協議会②一滴一風会 | 1 | 令和4年度に鷲六高齢者会館において共催事業として実施する農作業を通じた大震災避難者の地域交流促進事業における各事業者の役割、事業実施期間について確認すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 294 | 鷲宮すこやか福祉センター | 鷲宮すこやか障害者相談支援事業所の委託外業務に関する協定書 | 社会福祉法人正夢の会 | 1 | 鷲宮すこやか障害者相談支援事業所の委託外事業を実施するために必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 295 | 健康福祉部福祉推進課 | 社会福祉法に基づく地域協議会設置及び運営に関する協定書 | 社会福祉法人中野区社会福祉協議会 | 1 | 社会福祉法に基づく地域協議会の設置及び運営について定めること。 | 平成30年4月24日 | 定めなし～定めなし | |
| 296 | 健康福祉部スポーツ振興課 | 中野水再生センター敷地内における体育館の整備等に伴う下水熱の有効利用に関する基本協定書 | 東京都下水道局 | 1 | 体育館への熱利用施設の設置と下水熱の有効利用を円滑に進めるために基本的な事項を定めること。 | 平成30年9月28日 | 定めなし～定めなし | |
| 297 | 健康福祉部スポーツ振興課 | 中野水再生センター敷地内における体育館の整備等に伴う下水熱の有効利用に関する実施協定書 | 東京都下水道局 | 1 | 体育館への熱利用施設の設置と下水熱の有効利用を円滑に進めるために詳細な事項を定めること。 | 令和2年3月27日 | 定めなし(供給期間は供給開始日から起算して20年間) | |
| 298 | 健康福祉部障害福祉課 | 本町五丁目指定障害福祉サービス事業所整備事業協定書 | 社会福祉法人愛成会 | 1 | 本町五丁目目的障害者通所療養施設の整備、運営事業を円滑に進め、区民の福祉向上を図ること。 | 平成16年4月14日 | 定めなし～定めなし(事業の間は30年) | |
| 299 | 健康福祉部障害福祉課 | 中野区障害者多機能型施設(中野五丁目)の運営に関する協定書 | 社会福祉法人東京コロニー | 1 | 中野区障害者多機能型施設(中野五丁目)の事業について、基本的な事項を定めることにより、円滑な推進を図ること。 | 平成31年3月11日 | 定めなし～定めなし | |
| 300 | 健康福祉部障害福祉課 | 特別区の児童相談所設置に伴う事務の取扱いに係る協定書 | 東京都 | 1 | 区の児童相談所設置に伴い、都から区へ移管される事務のうち、事務の委譲後も都を介して行う必要のある事項について定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～定めなし | |
| 301 | 健康福祉部保健企画課 | 中野区と〇〇とのがん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定書 | ①西武信用金庫②学校法人新渡戸文化学園③社会福祉法人キンクス・ガーデン東京 | 3 | 区民のがん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取組を協働で推進することにより、がんの早期発見・早期治療を促進することにも、区民の健康づくりに資すること。 | ①平成23年1月20日 ②平成26年4月15日 ③平成29年9月1日 | 協定の締結の日～起算して1年間 | あり |
| 302 | 健康福祉部保健企画課 | 中野区とアフラックとのがん検診の普及啓発及び受診率向上に関する協定書 | アフラック | 1 | 区民のがん検診の普及啓発及び受診率向上に向けた取組を協働で推進することにも、区民の健康づくりに資すること。 | 平成23年1月20日 | 協定の締結の日～平成27年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|--|---|-----|---|------------|------------------------|----------|
| 303 | 健康福祉部保健企画課 | 中野区健康推進事業グラフィック等素材制作に関する基本協定書 | 専門学校東京テクニカルカレッジ | 1 | 健康推進事業で使用するグラフィック等の素材の制作を依頼するとともに、地域に根ざした社会に貢献する人材の育成や教育研究の発表の機会の提供に寄与することを旨とし、相互に協力して事業を円滑に進めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 304 | 健康福祉部生活衛生課 | 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術助成に関する覚書 | 公益社団法人東京都獣医師会中野支部 | 1 | 愛護動物との共生ができて地域社会を実現すること。 | 平成26年9月5日 | 調印日～平成27年3月31日 | あり |
| 305 | 健康福祉部生活衛生課 | 保健衛生事務事業に係る都区協定書 | 24者協定 ①東京都②特別区 | 1 | 東京都と特別区及び相互間の協力体制及び業務分担を明確にするとともに、保健衛生事務事業の円滑な実施と適正な運営を図ること。 | 平成12年3月31日 | 平成12年4月1日～定めなし | |
| 306 | 健康福祉部保健予防課 | 中野区保健所における結核業務等に関する支援についての協定書 | 公益財団法人結核予防会結核研究所 | 1 | 保健所における結核業務等に関する支援について、必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 協定締結の日～令和5年3月31日 | あり |
| 307 | 健康福祉部保健予防課 | 新型コロナウイルスPCR検査体制に係る協定書 | 株式会社昭和メディカルサイエンス | 1 | 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ取組を協働で推進することにより、区民及び検査対象者の健康を守ること。 | 令和2年4月24日 | 協定締結の日～令和2年10月31日 | あり |
| 308 | 環境部環境課 | 中野区とみなかみ町との地球温暖化防止のための連携に関する協定書 | みなかみ町 | 1 | これまで実施してきた観光交流及び経済交流を基盤とした環境交流を相互に連携し、みなかみ町の区域内において森林を旨む取組や、森林整備支援を行うとともに、自然に類しむ環境の大切さを学ぶ環境学習を推進し、もって地球温暖化の防止に寄与すること。 | 平成31年4月1日 | 協定締結の日～協定締結の日の属する年度の末日 | あり |
| 309 | 環境部環境課 | 中野の森プロジェクト区域における森林整備及び環境交流の実施に関する協定書 | 3者協定 ①みなかみ町②須川牧野農業協同組合 | 1 | 中野の森プロジェクト区域において、森林整備及び環境交流・環境学習の実施に必要な事項を定めること。 | 平成31年4月1日 | 協定締結の日～協定締結の日の属する年度の末日 | あり |
| 310 | 環境部環境課 | 中野区と喜多方市との連携による地球温暖化防止のための森林整備等に関する協定書 | 喜多方市 | | 「喜多方市森林整備加速化プロジェクト」による森林整備を支援するとともに、これまで実施してきた観光交流及び経済講習を基盤にした環境交流を相互に連携し、自然に類しむ環境の大切さを学ぶ環境学習を推進することとで、地球温暖化の防止に寄与すること。 | 令和2年4月1日 | 協定締結の日～協定締結の日の属する年度の末日 | あり |
| 311 | 環境部環境課 | 燃料電池自動車レンタカーによる水素エネルギー活用発事業に関する協定書 | トヨタモビリティサービス株式会社 | 1 | 燃料電池自動車レンタカーによる水素エネルギー活用の普及啓発事業の実施に関して必要な事項を定めること。 | 令和4年3月23日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 312 | 環境部ごみゼロ推進課 | 生ごみ処理機(推肥)化容器のあっせん事業(低廉頒布)に関する協定書 | ①島産業株式会社②株式会社G-Place | 2 | 生ごみ処理機あっせん事業における双方の役割等について、必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 313 | 環境部ごみゼロ推進課 | 生ごみコンポスト(推肥)化容器のあっせん事業(低廉頒布)に関する協定書 | 三幸商事株式会社 | 1 | 生ごみ処理機あっせん事業における双方の役割等について、必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 314 | 環境部ごみゼロ推進課 | 古布・紙パックの引渡しに関する協定書 | 中野区リサイクル協同組合 | 1 | 拠点回収した古布・紙パックを資源化ルートに乗せることにより、ごみの減量及びリサイクルの推進に寄与すること。 | 平成31年4月1日 | 平成31年4月1日～1年間 | あり |
| 315 | 環境部ごみゼロ推進課 | 中野区とリネットジャパン株式会社との連携と協力に関する協定書 | リネットジャパン株式会社 | 1 | 使用済小型家電等の宅配便による回収を実施することにより、住民サービスの向上及び資源の有効利用の促進に寄与すること。 | 平成31年3月26日 | 平成31年4月1日～1年間 | あり |
| 316 | 環境部ごみゼロ推進課 | 災害廃棄物の共同処理等に関する協定 | 24者協定 ①23区②東京二十三区清掃一部事務組合 | 1 | 災害時に、各区等で共同処理体制を構築し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行うために必要な事項を定めること。 | 令和2年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 317 | 環境部ごみゼロ推進課 | 災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定 | 24者協定 ①23区②一一般社団法人東京環境保全協会 ②-2 東京都廃棄物事業協同組合 | 2 | 災害時に、区が要請するし尿の収集及び運搬の協力に関し、必要な事項を定めること。 | 令和2年4月1日 | 協定の締結の日～1年間 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|-----------------------------|--|-----|--|-------------|----------------------|----------|
| 318 | 環境部ごみゼロ推進課 | 災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定 | 25者協定 ①23区②東京二十三区清掃一部事務組合③-1株式会社京葉興業③-2株式会社太陽油化 24者協定 ①23区②-1東京都廃棄物事業協同組合②-2一般社団法人東京環境保全協会 25者協定 ①23区②東京二十三区清掃一部事務組合③-1一般社団法人東京都中小建設業協会③-2一般社団法人東京都産業資源循環協会 | 2 | 災害時、区が要請するし尿の収集及び処理、処分等の協定に、必要な事項を定めること。 災害時、区が要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協定に、必要な事項を定めること。 | 令和2年4月1日 | 協定の締結の日～1年間 | あり |
| 319 | 環境部ごみゼロ推進課 | 災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定 | 25者協定 ①23区②東京二十三区清掃一部事務組合③-1一般社団法人東京都中小建設業協会③-2一般社団法人東京都産業資源循環協会 | 2 | 災害時、区が要請する災害廃棄物の収集及び運搬の協定に、必要な事項を定めること。 | 令和2年4月1日 | 協定の締結の日～1年間 | あり |
| 320 | 環境部ごみゼロ推進課 | 災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定 | 25者協定 ①23区②東京二十三区清掃一部事務組合③-1一般社団法人東京都中小建設業協会③-2一般社団法人東京都産業資源循環協会 | 2 | 災害時、区が要請する災害廃棄物の処理、処分等の協定に、必要な事項を定めること。 | 令和2年4月1日 | 協定の締結の日～1年間 | あり |
| 321 | 清掃事務所 | 東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定 | 東京都 | 1 | 東京都知事が管理する道路上の動物死体の処理に関する協定に、区がこれを受託することに当たり必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 322 | 清掃事務所 | 杉並区が収集するし尿に関する協定書 | 杉並区 | 1 | 杉並区が中野区内の家庭系し尿の収集等を行うことについて必要な事項を定めること。 | 平成25年4月1日 | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | あり |
| 323 | 都市基盤部都市計画課 | 覚書 | まちづくり推進土地建物協議会 | 1 | 区内の土地建物及び空家等に関する相談会を実施することにより、木造住宅密集地域における建替えの促進及び空家などの減少を図るなど、安全で快適なまちづくり事業に寄与すること。 | 平成29年2月1日 | 平成29年4月1日～定めなし | |
| 324 | 都市基盤部道路課 | 桃園川幹線水位情報配信に関する協定 | 東京都下水道局 | 1 | 桃園川幹線内に水位計を設置し、水位情報を区に提供するために必要な事項を定め、区の防災対策に役立てること。 | 平成14年8月28日 | 協定締結の日～平成15年3月31日 | あり |
| 325 | 都市基盤部道路課 | 雨量・水位観測値の配信に関する協定 | 東京都第三建設事務所 | 1 | 双方が観測した雨量・水位の観測値を相互に配信することについて、必要な事項を定めること。 | 令和2年3月31日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 326 | 都市基盤部道路課 | I-TV映像の受信に関する協定 | 東京都第三建設事務所長 | 1 | 東京都第三建設事務所が管理する河川映像を区が受信するため、必要な事項を定めること。 | 平成15年1月7日 | 協定締結の日～平成15年3月31日 | あり |
| 327 | 都市基盤部道路課 | 河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定 | 千代田区 | 1 | 区が設置し、及び配信を受けている河川水位計・雨量計の観測値を千代田区に配信することについて、必要な事項を定めること。 | 平成18年11月27日 | 締結の日～平成20年3月31日 | あり |
| 328 | 都市基盤部道路課 | 河川水位計・雨量計の観測値の配信に関する協定 | 文京区 | 1 | 区が設置した雨量・水位の観測値を文京区に配信することについて、必要な事項を定めること。 | 令和2年3月31日 | 協定の締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 329 | 都市基盤部道路課 | 雨量・水位観測値の配信に関する協定書 | 杉並区長 | 1 | 杉並区が設置した雨量・水位の観測値を区に配信することについて、必要な事項を定めること。 | 昭和62年4月1日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 330 | 都市基盤部道路課 | 中野区河川情報の配信に関する協定書 | 中野警察署 | 1 | 区の地域雨量、河川水位及び河川映像の情報配信するため、端末装置等の設置及び管理運用等について定めること。 | 令和2年3月31日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 331 | 都市基盤部道路課 | 中野区河川情報の配信に関する協定書 | 野方警察署 | 1 | 区の地域雨量、河川水位及び河川映像の情報配信するため、端末装置等の設置及び管理運用等について定めること。 | 令和2年3月31日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 332 | 都市基盤部道路課 | 中野区河川情報の配信に関する協定書 | 中野消防署 | 1 | 区の地域雨量、河川水位及び河川映像の情報配信するため、端末装置等の設置及び管理運用等について定めること。 | 令和2年3月31日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 333 | 都市基盤部道路課 | 中野区河川情報の配信に関する協定書 | 野方消防署 | 1 | 区の地域雨量、河川水位及び河川映像の情報配信するため、端末装置等の設置及び管理運用等について定めること。 | 令和2年3月31日 | 協定締結の日～令和3年3月31日 | あり |
| 334 | 都市基盤部道路課 | 雪害時における緊急対策業務に関する覚書 | 中野土木防災協定会 | 1 | 雪害発生時における緊急対策業務委託に関し、円滑な運営を図るために必要な事項を定めるもの。 | 平成15年12月11日 | 締結日～平成16年3月31日 | あり |
| 335 | 都市基盤部道路課 | 雪害時における緊急対策業務に関する覚書 | 中野区造園緑化業協会 | 1 | 雪害時における緊急対策業務委託に関し、必要な事項を定め円滑な運営を図ること。 | 平成26年12月22日 | 締結日～平成27年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|----------|--|-----------------------------------|-----|---|-------------|------------------------|----------|
| 336 | 都市基盤部道路課 | 神田川整備事業に伴う中野区道橋(本郷橋)の施行及び費用負担等に関する協定 | 東京都 | 1 | 神田川整備事業に伴う中野区道橋(本郷橋)架替工事の施行及び費用負担等に関すること。 | 令和元年9月30日 | 協定締結の日～令和6年3月31日 | |
| 337 | 都市基盤部道路課 | 神田川整備事業に伴う中野区道橋(本郷橋)架替工事の施行及び費用負担等に関する令和4年度協定 | 東京都 | 1 | 令和4年度に施行する神田川整備事業に伴う中野区道橋(本郷橋)の架替工事に関すること。 | 令和4年4月1日 | 協定締結の日～令和5年3月31日 | |
| 338 | 都市基盤部道路課 | 妙正寺川河川整備に伴う中野区道橋(新設無名橋)の施行及び費用負担等に関する令和4年度協定 | 東京都第三建設事務所 | 1 | 妙正寺川河川整備に伴う中野区道橋(新設無名橋)工事の施行及び費用負担等について、必要な事項を定めること。 | 平成30年10月18日 | 定めなし～定めなし | |
| 339 | 都市基盤部道路課 | 妙正寺川河川整備に伴う中野区道橋(丸山橋)架替工事の施行及び費用負担等に関する協定 | 東京都 | 1 | 妙正寺川河川整備に伴う中野区道橋(丸山橋)架替工事の施行及び費用負担等に関すること。 | 令和2年10月23日 | 協定締結の日～令和5年2月28日 | |
| 340 | 都市基盤部道路課 | 妙正寺川河川整備に伴う中野区道橋(丸山橋)架替工事の施行及び費用負担等に関する令和4年度協定 | 東京都 | 1 | 令和4年度に施行する妙正寺川整備事業に伴う中野区道橋(丸山橋)の架替工事に関すること。 | 令和4年4月1日 | 協定締結の日～令和5年2月28日 | |
| 341 | 都市基盤部道路課 | 中野二丁目土地区画整理事業の施行に伴う電線共同溝の整備に関する覚書 | 中野二丁目土地区画整理組合 | 1 | 土地区画整理事業の施行に伴う電線共同溝の整備範囲、整備手法、建設費及びその他の必要な事項を定めること。 | 平成31年4月23日 | 定めなし～定めなし | |
| 342 | 都市基盤部道路課 | 中野三丁目土地区画整理事業に係る電線共同溝の整備に関する覚書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 土地区画整理事業の施行に伴う電線共同溝の整備範囲、整備手法、建設費及びその他の必要な事項を定めること。 | 令和2年2月25日 | 定めなし～定めなし | |
| 343 | 都市基盤部道路課 | 協定書 | 財団法人道路管理センター | 1 | 道路管理システムの利用に関すること。 | 平成4年3月5日 | 協定締結の日～平成4年3月31日 | あり |
| 344 | 都市基盤部道路課 | 業師銀座商店会カララー舗装に関する維持管理協定書 | 3者協定 ①業師銀座商店街振興組合 ②業師銀座振興組合 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 平成2年9月4日 | 定めなし～定めなし | |
| 345 | 都市基盤部道路課 | 中野北口三番街親睦会カララー舗装に関する維持管理協定書 | 中野北口三番街親睦会 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 平成6年8月31日 | 定めなし～定めなし | |
| 346 | 都市基盤部道路課 | 中野サンモール商店街振興組合カララー舗装に関する維持管理協定書 | 中野サンモール商店街振興組合 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 平成10年1月23日 | 平成10年6月1日～定めなし | |
| 347 | 都市基盤部道路課 | 中野サンモール商店街振興組合カララー舗装に関する維持管理協定書 | 中野サンモール商店街振興組合 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 平成13年9月20日 | 定めなし～定めなし | |
| 348 | 都市基盤部道路課 | 川島商店街カララー舗装に関する協定書 | 川島商店街振興組合 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 昭和62年4月20日 | 定めなし～定めなし | |
| 349 | 都市基盤部道路課 | 中野北口白線通り商店会カララー舗装に関する維持管理協定書 | 中野北口白線通り商店会 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 平成5年7月26日 | 定めなし～定めなし | |
| 350 | 都市基盤部道路課 | 南台商店街振興組合カララー舗装に関する維持管理協定書 | 南台商店街振興組合 | 1 | カララー舗装の適切な維持管理を行い、良好な道路環境の保持を図るため。 | 平成13年2月15日 | 定めなし～定めなし | |
| 351 | 都市基盤部道路課 | 覚書 | フィリップモリスジャパフン同会社 | 1 | 寄贈物件の寄付について、双方の責任及び費用負担などを取決めるもの。 | 令和2年12月3日 | 定めなし～定めなし | |
| 352 | 都市基盤部道路課 | 東中野駅西口連絡通路管理協定書 | 3者協定 ①東日本旅客鉄道株式会社 ②株式会社アトレ | 1 | 連絡通路を適切に管理することにより、一般利用者及び鉄道利用者にとって安全で快適な歩行者空間を確保するため、管理運営の区分及び方法を定めるもの。 | 平成24年9月18日 | 協定締結の日～連絡通路が存続するまで | |
| 353 | 都市基盤部道路課 | 東中野西口連絡通路運営の経費精算に関する協定書 | 株式会社アトレ | 1 | 業務に関する経費の負担及び精算方法を定めることにより、使用管理に関する経費精算業務の簡便性及び信頼性を確保し、使用管理の効率的運営を図ること。 | 平成24年10月31日 | 平成24年10月31日～平成25年3月31日 | あり |
| 354 | 都市基盤部道路課 | 落合地下通路に関する維持管理協定書 | 3者協定 ①東京都第三建設事務所 ②東京地下鉄株式会社 | 1 | 通路を良好な状態に保ち、円滑な運行を図るための必要事項を定め、適正な維持管理を行うこと。 | 平成26年3月20日 | 協定締結の日～通路の存続中 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|----------|---|--|-----|--|------------|------------------|----------|
| 355 | 都市基盤部道路課 | 落合地下通路に関する覚書 | 東京地下鉄株式会社 | 1 | 業務に関する経費の負担及び精算方法を定めることにより、使用管理に関する経費精算業務の簡便性及び信頼性を確保し、使用管理の効率的運営を図ること。 | 平成26年3月31日 | 覚書締結日～通路の存続中 | |
| 356 | 都市基盤部道路課 | 道路工事等に伴う下水道施設の補修及び高さ調整工事の受委託に関する協定 | 東京都下水道局 | 1 | 道路工事等に伴う下水道施設の補修及び高さ調整工事の受委託に関して、手続等の必要な事項を定め、明確な事務処理及び適正かつ円滑な工事の施行を図ること。 | 令和3年10月11日 | 協定締結の日～令和4年3月31日 | あり |
| 357 | 都市基盤部道路課 | 路面下空洞復旧に関する覚書 | 8者協定 ①東京都市水道局西部支所 ②東京都市水道局西部第一下水道事務所 ③東日本電信電話株式会社 ④東京電力パワープランニング株式会社 ⑤東京ガス株式会社 ⑥東京地下鉄株式会社 ⑦土木事務所 ⑧西武鉄道株式会社 | | 区道等の安全で円滑な交通を確保するため、路面下の空洞に関する調査、工事等の役割分担、費用負担等について定め、相互に協力して空洞の早期復旧を図ること。 | 令和2年3月16日 | 覚書の締結の日～定めなし | |
| 358 | 都市基盤部道路課 | 無電柱化事業の施行に伴う固定資産の譲渡及び譲渡設備を活用した電線共同溝工事等に関する協定 | 3者協定 ①東京電力パワーグリッド株式会社 ②電電タウングラウンディング株式会社 | 1 | 相手方の資産の譲渡及び譲渡設備を活用した電線共同溝工事等を実施する場合における、設計、施工、維持管理、費用負担等に関する基本的事項を定め、工事の確な業務処理及び円滑な遂行を図ること。 | 令和2年4月1日 | 協定締結日～令和3年3月31日 | あり |
| 359 | 都市基盤部道路課 | 無電柱化事業の施行に伴う譲渡設備を活用した電線共同溝工事等の委託に関する協定(中野区特別区道第14-910号) | 電電タウングラウンディング株式会社 | 1 | 区道14-910号無電柱化事業の施行に伴う電線共同溝工事等の委託に関する協定 | 令和2年6月2日 | 協定締結日～令和5年3月31日 | |
| 360 | 都市基盤部道路課 | 無電柱化事業の施行に伴う譲渡設備を活用した電線共同溝工事等の委託に関する協定(中野区特別区道第14-910号) | 東電タウングラウンディング株式会社 | 1 | 区道14-910号に係る電線共同溝工事等の令和4年度の委託に関する協定 | 令和4年4月1日 | 協定締結日～令和5年3月31日 | |
| 361 | 都市基盤部道路課 | 無電柱化事業の施行に伴う電線共同溝工事等の委託に関する協定(中野区特別区道14-880電線共同溝) | 3者協定 ①東京電力パワーグリッド株式会社 ②電電タウングラウンディング株式会社 | 1 | 区道14-880無電柱化事業に伴い、コスト削減と工期短縮を図る手法による電線共同溝工事等を実施する場合における、設計・施工・費用負担に関する事項を定め、的確な業務処理と工事の円滑な遂行を図ること。 | 令和2年4月1日 | 協定締結日～令和8年3月31日 | |
| 362 | 都市基盤部道路課 | 無電柱化事業の施行に伴う固定資産の譲渡及び譲渡設備を活用した電線共同溝工事等に関する協定 | 3者協定 ①東日本電信電話株式会社 ②エヌ・ティ・アイ・インフラネット株式会社 | 1 | 相手方の資産の譲渡及び譲渡設備を活用した電線共同溝工事等を実施する場合における、資産の譲渡、設計、施工、維持管理、費用負担及び工事により整備した施設の維持管理等に係る基本的事項を定め、的確な業務処理と工事の円滑な遂行を図ること。 | 令和4年3月8日 | 協定締結の日～令和4年3月31日 | あり |
| 363 | 都市基盤部道路課 | 無電柱化事業の施行に伴う譲渡設備を活用した電線共同溝工事等に関する協定(中野区特別区道14-880) | エヌ・ティ・アイ・インフラネット株式会社 | 1 | 区道14-880の電線共同溝工事等の調査設計の委託に関する協定 | 令和4年4月15日 | 協定締結日～令和5年3月31日 | |
| 364 | 都市基盤部道路課 | 中野区特別区道14-940の道路拡幅及び電線共同溝の整備の委託に関する基本協定書 | 公益財団法人東京都道路整備保全公社 | 1 | 災害時の避難経路、円滑な消防、救急活動など地域の防災性向上及び居住環境の改善のため、区道14-940の道路拡幅及び電線共同溝の整備の早期完成へ向けた役割分担など基本的事項を定めること。 | 令和3年6月17日 | 協定締結の日～事業完了の日 | |
| 365 | 都市基盤部道路課 | 中野区特別区道14-940の道路拡幅及び電線共同溝の整備の委託に関する協定書 | 公益財団法人東京都道路整備保全公社 | 1 | 区道14-940の道路拡幅及び電線共同溝の整備の円滑かつ着実な遂行を図るため、施行に関する基本的事項を定めること。 | 令和3年10月28日 | 協定締結の日～令和9年3月31日 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------|---|--|-----|---|------------|-----------------------|----------|
| 385 | 都市基盤部建築課 | 建築確認システム利用協定 | 一般社団法人建築行政情報センター | 1 | 協力して建築行政共有データベースシステムを構築し、建築行政事務情報をシステム内に保管し、国、都道府県、特定行政庁等からの照会、閲覧並びに建築行政事務情報の保管、利用の便を図ること。また、建築行政地図情報システムを提供し情報の登録、管理、照会及び閲覧等利用の便を図ること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 386 | 都市基盤部交通政策課 | 自転車シェアリング広域連携に関する基本協定書 | 1 3者協定 ①千代田区②中央区③港区④新宿区⑤文京区⑥江東区⑦品川区⑧目黒区⑨大田区⑩渋谷区⑪杉並区⑫練馬区 | 1 | 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会及びその後の自転車シェアリング事業の発展を視野に入れ、連携各々が相互に協力して広域連携を推進することとに連関し、必要な基本的事項を定め、もって連携区での自転車シェアリング事業に関する相乗効果の向上を図ること。 | 令和4年4月1日 | 協定の締結の日～その年度の3月31日 | あり |
| 387 | 都市基盤部交通政策課 | 自転車シェアリング広域連携に関する実施協定書 | 1 4者協定 ①千代田区②中央区③港区④新宿区⑤文京区⑥江東区⑦品川区⑧目黒区⑨大田区⑩渋谷区⑪杉並区⑫練馬区⑬株式会社ドコモ・ハイテクシェア | 1 | 自転車シェアリング事業におけるサービス上の安全かつ快適な利用環境の維持向上を図るため、広域連携における役割分担、最低限度のサービス水準その他の必要な事項に關し、基本的事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 協定の締結の日～その年度の3月31日 | あり |
| 388 | 都市基盤部交通政策課 | 中野区自転車シェアリング事業実証実験に関する協定書 | 株式会社ドコモ・バイクシェア | 1 | 中野区自転車シェアリング事業実証実験の実施に必要な事項を定めること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日～令和5年3月31日 | |
| 389 | 都市基盤部交通政策課 | 中野区地域公共交通サービス実証実験運行事業の実施に関する協定書 | 関東バス株式会社 | 1 | 若宮・大和町地域における地域公共交通サービス導入の効果や課題等を把握するための実証実験を円滑に実施するための必要な事項を定めること。 | 令和4年4月13日 | 協定締結日～事業の終了日 | |
| 390 | 都市基盤部交通政策課 | 自転車の譲渡に関する協定書 | 公益社団法人中野区シルバー人材センター | 1 | 自転車リサイクル事業を定め、高齢者の雇用や就業の機会を確保すること。 | 令和4年9月1日 | 令和4年9月1日～令和5年3月31日 | あり |
| 391 | 都市基盤部交通政策課 | 団町東地区第一種市街地再開発事業に伴う仮設中野西自転車駐車の維持管理に関する協定書 | 団町東地区市街地再開発組合 | 1 | 仮設中野西自転車駐車を維持管理することについて定め、もって安全で利便性の高い仮設自転車駐車の運用に資すること。 | 令和4年9月20日 | 令和4年9月20日～令和8年1月19日 | |
| 392 | 都市基盤部交通政策課 | アトレヴィ東中野の附置義務自転車駐車場に関する協定書 | 3者協定 ①東日本旅客鉄道株式会社②株式会社アトレヴィ | 1 | 附置義務に基づく自転車駐車場として、東中野自転車駐車場の一部を活用していることについて必要な事項を定めるもの。 | 平成28年5月19日 | 定めなし～地下駐車場が存続する期間 | |
| 393 | 都市基盤部交通政策課 | 仮設自転車駐車場運営に関する協定書 | 仮設自転車駐車場管理組合 管理組合法人アロードウェイ | 1 | 仮設自転車駐車場を管理し、運営することに関すること。 | 平成25年4月1日 | 平成25年4月1日～平成26年3月31日 | あり |
| 394 | 都市基盤部住宅課 | 中野区空家等対策の推進に関する協定書 | まちづくり推進土地建物協議会 | 1 | 空家等の対策に關し相互に連携及び協力することで、もって区民及び所有者等の生命、身体又は財産を保護するとともに、良好な生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの促進により、空家等の適正管理及び利活用を推進すること。 | 令和3年6月4日 | 令和3年6月4日～令和4年3月31日 | あり |
| 395 | 都市基盤部住宅課 | 中野区住宅増改築相談事業実施に係る協定書 | 区内小規模建設事業者団体連絡会 | 1 | 住宅増改築相談事業について、必要な事項を定めるもの。 | 平成4年6月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 396 | 都市基盤部住宅課 | 中野区住み替え支援事業にかかわる事業協力に関する協定書 | 社団法人東京都宅地建物取引業協会中野区支部 | 1 | 引き継ぎ区内に居住することを希望しながらも、民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者、障害者、ひとり親世帯に対する住み替え支援事業に關して、不動産取引に係る専門的立場からこれに協力し、相互に連携して当該事業の円滑な運営を図ること。 | 平成18年8月1日 | 平成18年8月1日～平成19年3月31日 | あり |
| 397 | 都市基盤部住宅課 | 中野区住み替え支援事業にかかわる事業協力に関する協定書 | 社団法人日本不動産協会中野・杉並支部 | 1 | 引き継ぎ区内に居住することを希望しながらも、民間賃貸住宅の確保が困難な高齢者、障害者、ひとり親世帯に対する住み替え支援事業に關して、不動産取引に係る専門的立場からこれに協力し、相互に連携して当該事業の円滑な運営を図ること。 | 平成18年8月1日 | 平成18年8月1日～平成19年3月31日 | あり |
| 398 | 都市基盤部住宅課 | 中野区住宅確保要配慮者入居支援事業の実施に関する協定書 | ホームネット株式会社 | 1 | 区が行う住宅確保要配慮者入居支援事業を円滑に実施するため、当該事業に係る協力事項に關し必要な事項を定めるもの。 | 平成31年1月23日 | 平成31年1月23日～平成31年3月31日 | あり |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|------------------|----------------------------------|---------------------------|-----|--|-------------|--|----------|
| 399 | 都市基盤部住宅課 | 協定書 | 生活共同組合パルシステム東京 | 1 | シテライフ中野の施設及び設備を良好な状態に保つため、維持管理経費の負担等について必要な事項を定めること。 | 平成26年4月1日 | 定めなし～定めなし | |
| 400 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 新井薬師駅前及び沼袋駅の駅前広場に関する基本協定書 | 西武鉄道株式会社 | 1 | 駅前広場の計画、整備等について誠意を持って相互に協力することにより、今後の都市計画等の諸手続を円滑に進め、西武鉄道新宿線(中井～野方駅間)連続立体交差事業、駅前広場の整備及び新井薬師駅前及び沼袋駅の周辺のまちづくりの早期実現を図るもの。 | 平成23年4月19日 | 定めなし～定めなし | |
| 401 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 管理協定書 | 3者協定 ①東京都②西武鉄道株式会社 | 1 | 西武鉄道新宿線(中井～野方駅間)連続立体交差事業の施工に伴う、補助第220号線(1期区間)付近、区画街路3号線及び区画街路4号線(1期区間)の事業用地を使用する際の、安全かつ適正な管理について定めること。 | 令和2年12月22日 | 協定締結の日～事業の完了の日 | |
| 402 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 覚書 | 3者協定 ①東京都②西武鉄道株式会社 | 1 | 西武鉄道新宿線(中井～野方駅間)連続立体交差事業と補助第220号線とが隣合する画地における画地Aの競合画地の費用負担に関すること。 | 令和元年12月7日 | 定めなし～定めなし | |
| 403 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 街路事業に関する協定書 | 西京信用金庫沼袋支店 | 1 | 区画街路第4号線整備事業における土地所有者等の関係権利者が生活再建に向けた見通しが得られるように、債務や資金計画等の金融についての相談を行うことにより、本事業の円滑な進捗を図ること。 | 令和2年7月1日 | 協定締結日～5年間 | あり |
| 404 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 街路事業に関する協定書 | 西武信用金庫 | 1 | 区画街路第4号線整備事業における土地所有者等の関係権利者が生活再建に向けた見通しが得られるように、債務や資金計画等の金融についての相談を行うことにより、本事業の円滑な進捗を図ること。 | 令和2年7月30日 | 協定締結日～5年間 | あり |
| 405 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 街路事業に関する協定書 | 芝信用金庫沼袋支店 | 1 | 区画街路第4号線整備事業における土地所有者等の関係権利者が生活再建に向けた見通しが得られるように、債務や資金計画等の金融についての相談を行うことにより、本事業の円滑な進捗を図ること。 | 令和2年10月13日 | 協定締結日～5年間 | あり |
| 406 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 不動産情報の提供に関する協定書 | 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会中野支部 | 1 | 都市計画道路などの道路事業における土地所有者等の関係権利者が移転に際して必要とする不動産について、良質の代替地、住替住宅、賃貸物件等の情報提供を行い、もって事業の円滑な進捗を図ること。 | 令和2年6月8日 | 令和2年6月8日～5年間 | あり |
| 407 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 不動産情報の提供に関する協定書 | 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野杉並支部 | 1 | 都市計画道路などの道路事業における土地所有者等の関係権利者が移転に際して必要とする不動産について、良質の代替地、住替住宅、賃貸物件等の情報提供を行い、もって事業の円滑な進捗を図ること。 | 令和2年6月1日 | 令和2年6月1日～5年間 | あり |
| 408 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | まちづくり推進のための連携協定に関する覚書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 相互に連携協力しあうことで、効率的かつ効果的に成果を挙げること。 | 平成20年5月22日 | 交換の日～1年間 | あり |
| 409 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 大和町地区における防災まちづくりの推進に関する基本協定書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 大和町地区の防災性の向上及び居住環境の改善並びに都が定める特定整備路線(補助第227号線)の整備に伴う沿道まちづくりについて、相互に協力的・効果的に推進すること。 | 平成30年3月29日 | 協定締結の日～令和9年3月31日 | |
| 410 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 大和町地区における木密エリア不燃化促進事業に関する協定 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 大和町地区において木密エリア不燃化促進事業を実施するに当たり、双方それぞれの役割その他の必要な事項を定めること。 | 平成30年12月19日 | 協定締結日～令和9年3月31日 | |
| 411 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 弥生町三丁目周辺地区・従前居住者用賃貸住宅の管理等に関する協定書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 従前居住者用賃貸住宅(弥生町まちづくり(住宅)の借上げ)及び管理等に関すること。 | 令和元年9月26日 | 定めなし～新たに借り上げない通知をした日(その時点で借上住宅がある場合は賃貸借契約の終了日) | |
| 412 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 弥生町三丁目周辺地区の防災まちづくりに係る協定書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 弥生町三丁目周辺地区における整備プログラム上の整備目標の早期達成に向けて、防災まちづくりの効率的・集中的な事業実施により、防災性向上と居住環境の改善を図るため、双方それぞれの役割その他の必要な事項を定めるもの。 | 令和3年3月31日 | 協定締結の日～令和8年3月31日 | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 住宅市街地整備総合整備事業の事業期未又は令和7年度末のいずれか早い日 | 自動更新(延長) |
|-----|---------------------|---------------------------------------|------------------------------------|-----|---|------------|-------------------|------------------------------------|----------|
| 413 | まちづくり推進部まちづくり事業課 | 弥生町三丁目周辺地区における水密エリア不燃化促進事業に係る協定書 | 独立行政法人都市再生機構 | 1 | 弥生町三丁目周辺地区において水密エリア不燃化促進事業を専断するに当たり、双方それぞれの役割その他の必要な事項を定めること。 | 令和3年3月31日 | 協定締結日 | 令和3年3月31日 | |
| 414 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業に関する基本協定書 | 3者協定 ①東日本旅客鉄道株式会社 ②東京地下鉄株式会社 | 1 | 一般歩行者及び鉄道利用者の利便性及び快適性の向上、並びに賑わいの創出等を図るため、中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業及び駅ビル建設事業の実施に当たって関連する基本的事項を定め、相互に協力して事業を円滑に進めること。 | 平成26年6月20日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |
| 415 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 「中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業に関する基本協定書」に関する覚書 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 1 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業及び駅ビル建設事業における費用負担、新北口広場及び駅ビル建設に伴い必要となる駐車場に関すること。 | 平成26年6月20日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |
| 416 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業に伴う工事の施行に関する協定書 | 3者協定 ①東日本旅客鉄道株式会社 ②東京地下鉄株式会社 | 1 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業及び中野駅ビル建設事業に伴う工事の施行に当たり、相互に公正性、透明性の確保に努めるとともに、協力して適切な事務処理に努め、事業の推進を図るもの。 | 令和元年12月13日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |
| 417 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業に関する令和4年度協定書 | 3者協定 ①東日本旅客鉄道株式会社 ②東京地下鉄株式会社 | 1 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業及び中野駅ビル建設事業に伴う令和4年度に施行する工事に関すること。 | 令和4年4月1日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |
| 418 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野駅西側南北通路・橋上駅舎等事業に係る道路一体建物に関する協定書 | 3者協定 ①東日本旅客鉄道株式会社 ②東京地下鉄株式会社 | 1 | 道路と建物が一体的な構造となることについて合意し、道路一体建物の新築、改築、増築、修繕、災害復旧に関する工事、管理その他道路一体建物と道路の適正な管理を行うために必要な事項を定めること。 | 令和2年6月10日 | 協定を締結した日～道路の存する期間 | 協定を締結した日～道路の存する期間 | |
| 419 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野二丁目土地区画整理事業における電線共同溝整備の引込管工事等に関する協定 | 中野二丁目土地区画整理組合 | 1 | 土地区画整理事業において施工する電線共同溝整備の引込管工事等を実施する場合における費用負担等に関して基本的事項を定め、的確な業務処理と工事の円滑な遂行を図ること。 | 令和4年6月29日 | 協定締結日 | 協定締結日 | 換地処分の日 |
| 420 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 電線類地中化事業の施行に伴う引込管工事等の委託に関する令和4年度協定 | エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社東京支店 | 1 | 令和4年度において施行すべき電線類地中化事業に伴う引込管工事等の委託に関すること。 | 令和4年7月4日 | 協定締結日 | 令和5年3月31日 | |
| 421 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 無電柱化事業の施行に伴う引込管工事等の委託に関する令和4年度協定 | 東電タウンプランニング株式会社 | 1 | 令和4年度無電柱化事業の施行に伴う引込管工事等の委託について定めること。 | 令和4年7月5日 | 協定締結日 | 令和5年3月31日 | |
| 422 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野三丁目地区の整備に関する事業実施協定 | 独立行政法人都市再生機構 構東日本都市再生本部 | 1 | 中野三丁目地区の整備に当たり、事業実施に関する基本的事項を確認すること。 | 平成27年3月23日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |
| 423 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 東京都計画中野駅周辺地区の整備事業に関する協定書 | 独立行政法人都市再生機構 構東日本都市再生本部 | 1 | 区画整理事業及び区画整理事業を円滑かつ効率的に実施するため、双方の役割分担をはじめとする区画整理事業の執行に関する事項を定めるもの。 | 令和4年6月29日 | 協定の締結日 | 令和5年3月31日 | |
| 424 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 区役所・サンプラザ地区再整備事業の推進に係る協力協定 | 独立行政法人都市再生機構 構東日本都市再生本部 | 1 | 区役所・サンプラザ地区再整備事業計画を双方協力して検討を進めるに当たり必要となる協力内容その他条件について定めること。 | 平成28年9月30日 | 協定締結日 | 1年間 | あり |
| 425 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業実施に関する協定 | 独立行政法人都市再生機構 構東日本都市再生本部 | 1 | 土地区画整理事業について、基本的事項及び双方の役割分担を確認するもの。 | 令和2年6月10日 | 協定を締結した日 | 事業計画に定める事業期間の終了日 | |
| 426 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 東京都計画中野駅周辺地区の整備事業に関する協定書 | 独立行政法人都市再生機構 構東日本都市再生本部 | 1 | 補助第223号線工事に必要な道路用地を、土地区画整理事業によって取得することについて、取決めること。 | 令和3年6月24日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |
| 427 | まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課 | 中野三丁目土地区画整理事業に係る中野駅周辺地区の整備事業に関する基本協定書 | 独立行政法人都市再生機構 構東日本都市再生本部 | 1 | 土地区画整理事業及び歩行者専用道第2号線整備事業を円滑かつ効率的に実施するため、事業の執行に関する基本的な事項を定めること。 | 令和3年7月8日 | 定めなし～定めなし | 定めなし～定めなし | |

| 通番 | 所管 | 協定の名称 | 協定の相手方 | 協定数 | 協定の概要、目的 | 協定締結日 | 協定の有効期間 | 自動更新(延長) |
|-----|----------------------|---|---------------------------|-----|--|------------|---|----------|
| 428 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 中野三丁目土地区画整理事業に 関連する中野歩行者専用道第2 号線整備事業の実施設計に 関する協定書 | 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 | 1 | 歩行者専用道第2号線整備事業を円滑かつ効果的に実施するため、双方の役割分担をはじめとする設計の執行に関する事項を定めるもの。 | 令和3年10月19日 | 定めなし ~ 令和4年12月28日 | |
| 429 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 中野四丁目新北口駅前土地区画整理事業に 関連する幹線街路補助線街路第223号線整備事業に 関する基本協定書 | 独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 | 1 | 土地区画整理事業及び街路事業を円滑かつ効果的に実施するため、事業の執行に関する基本的な事項を定めること。 | 令和4年5月12日 | 定めなし ~ (街路事業が終了していない場合は街路事業の事業期間の終了する日) | |
| 430 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 中野四丁目2番7・4地内通路の 管理に関する協定 | 株式会社NTTコム | 1 | 通路を継続的に適切に管理し、通路における円滑な通行の確保のために必要な事項を定めること。 | 令和2年5月1日 | 協定を締結した日 ~ 令和12年3月31日 | |
| 431 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 基本協定書 | 町町東地区市街地再開発組合 | 1 | 町町東地区第一種市街地再開発事業の施行に伴う補助第221号線、区画街路第6号線及び区画道路1号の整備に係る公共施設管理者負担金に関すること。 | 令和3年12月16日 | 定めなし ~ 定めなし | |
| 432 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 協定書 | 町町東地区市街地再開発組合 | 1 | 町町東地区第一種市街地再開発事業に係る令和4年度公共施設管理者負担金に関すること。 | 令和4年4月1日 | 協定締結の日 ~ 令和5年3月31日 | |
| 433 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 基本協定書 | 中野駅前周辺エリアマネジメント協議会 | 1 | 相互に協力及び連携して、中野駅周辺のエリアマネジメントを推進するために必要な事項を定めること。 | 令和4年4月25日 | 定めなし ~ 定めなし | |
| 434 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | 令和4年度協定書 | 中野駅前周辺エリアマネジメント協議会 | 1 | 中野駅前周辺エリアマネジメント推進事業に係る令和4年度負担金等に関すること。 | 令和4年4月25日 | 定めなし ~ 定めなし | |
| 435 | まちづくり推進部中野駅前周辺まちづくり課 | J R 中野北口駅前広場の管理 に関する協定書 | 東日本旅客鉄道株式会社 | 1 | 広場の公共性及び利用者の利便性の保持、歩行者・車両等の安全かつ円滑な通行確保等、良好な広場の管理を図るため、管理の区分、方法を定めるもの。 | 平成24年7月1日 | 定めなし ~ 定めなし | |
| 436 | 教育委員会事務局子ども・教育政策課 | 中野区立中学校への新聞の提供 等に関する協定書 | 中野区新聞販売同業組合 | 1 | 学校において新聞を教材として活用することにより社会性豊かな青少年の育成を図ること、並びに、活字文化の発展を図ること。 | 平成29年4月1日 | 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日 | あり |
| 437 | 教育委員会事務局指導室 | 令和4年度東京都立学校スクールカウンセラーの派遣に関する協定書 | 東京都教育委員会教育長 | 1 | 都教育委員会が派遣するスクールカウンセラーに関すること。 | 令和4年4月1日 | 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| 438 | 教育委員会事務局指導室 | 実用英語技能検定の検定料支払 に関する覚書 | 公益財団法人日本英語検定協会 | 1 | 区立中学校の生徒が受験する英検1回分の検定料を金額補助することにより受験機会を確保し、もって区立中学校生徒の英語学習に対する意欲向上と基礎的な学習内容の定着を図ること。 | 令和4年4月11日 | 覚書締結日 ~ 令和5年3月31日 | |
| 439 | 教育委員会事務局指導室 | 職員派遣に関する協定書 | 東京都教育委員会 | 1 | 地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣に関すること。 | 令和3年3月19日 | 令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | |
| 440 | 教育委員会事務局指導室 | 職員派遣に関する協定書 | 東京都教育委員会 | 1 | 地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣に関すること。 | 令和2年3月18日 | 令和2年4月1日 ~ 令和5年3月31日 | |
| 441 | 教育委員会事務局指導室 | 職員派遣に関する協定書 | 東京都教育委員会 | 1 | 地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣に関すること。 | 令和3年3月15日 | 令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | |
| 442 | 教育委員会事務局指導室 | 職員派遣に関する協定書 | 東京都教育委員会 | 1 | 地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣に関すること。 | 平成30年3月12日 | 平成30年4月1日 ~ 令和6年3月31日 | |
| 443 | 教育委員会事務局指導室 | 職員派遣に関する協定書 | 東京都教育委員会 | 1 | 地方自治法第252条の17の規定に基づき職員の派遣に関すること。 | 平成31年3月15日 | 平成31年4月1日 ~ 令和7年3月31日 | |
| 444 | 教育委員会事務局指導室 | 中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との連携に関する協定書 | 日本女子大学人間社会学部 | 1 | 双方の機能及び人的・物的資源を相互に活用して連携協力を図ることにし、基本的な事項を定め、もって区における教育及び大学における教育の発展充実に寄与すること。 | 令和3年2月26日 | 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 | あり |
| 445 | 教育委員会事務局指導室 | 中野区教育委員会と日本女子大学人間社会学部との教育インターンシップに関する協定書 | 日本女子大学人間社会学部 | 1 | 学生が教育現場における就業体験を通じて、教育内容、教育方法その他の学校教育に関する理解を深めること。 | 令和3年2月26日 | 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 | あり |

合計 777

注：「協定の相手方」欄の名称は、協定書に記載されている名称による。